



受講生募集！
映像制作ワークショップ「DIYビデオのアトリエ」
期間：2012年9月15日(土)～2013年10月19日(土)

Home STAFF LOGIN ContAct Documentary News Clips 東京ラブレター ワークショップ作品 映画紹介 NPO・NGO ライブ配信 ContAct Live



【中継】7月16日12時～さようなら原発10万人集会

投稿者：ourplanet 投稿日時：月, 07/16/2012 - 07:17

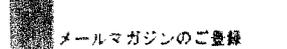
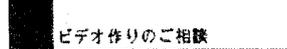
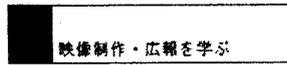
7月16日に代々木公園で開催された「さようなら原発10万人集会」には、17万人の人が参加し、「脱原発」を訴えました。

ヘリコプターからの空撮 (タイムラグあり)



検索

寄付のお願い



DVDを販売をしています

ビデオをテーマ別に見る

東洋・関東大震災関連情報

福島原発関連情報

自然・環境・公害・原発

音楽・食料・健康

ビジネスソリューション

IT/IT系・IT系・ODA

経済・コーポラリズム

平和・戦争・紛争・国際関係

災害・防災

シェンター・セクシュアリティ

人権・権利

芸術・文芸・映画

風情

政治・社会運動

その他・国際・野鳥類

子ども・教育

生き方・暮らし方

アトボカシー

メディア・コミュニケーション

アート・音楽・カルチャー

映画鑑賞

シネマ・ドキュメンタリー

ショート・ドキュメンタリー

English Contents

ビデオ映像撮影 (綿井健陽) / スチール写真撮影 (野田雅也)
マイクリポート (山本太郎)

【OurPlanetTV番組制作支援のお願い】

この番組は会員のみなさまからの会費や、視聴者のみなさまからの寄付・カンパを基金に制作しています。より多様な視点から情報発信ができるよう、ぜひ制作費のご支援をお願いいたします。詳しくはこちらをご覧ください。

番組制作サポート3 ¥3,000

Pay Now

いいね!

22人が「いいね!」と言っています。「いいね!」をクリックして、友達に知らせましょう。

198 tweets

retweet

ログインしてコメントを投稿 Not MediaCaffe イベント 福島原発関連情報 ニュース

NEWS

- 【中継】7月16日12時～さようなら原発10万人集会
- 過剰警備の中、多様な表現をふるふる～官邸前行動



- 「架空の儲け」にメス入るか～東電料金値上げ問題



- 【福島のみま】1年目の花見～二本松・同朋が帰国



- フリーの木野龍造さんが果電記念見に「出入り禁止」

ニュース一覧

TOPICS

- 「官邸前抗議行動」みんなの写真&ビデオプロジェクト
- OurPlanetTVがJCJ賞を受賞
- 6月29日19時～官邸前アクション空撮ライブ
- 【受講生募集】2012年夏期映像制作ワークショップ
- 【意見】電波の有効利用の促進に関する意見

Topics一覧

上映・イベント情報

- 【7月22日】日隔一雄さん徳会のご案内
- 【京都講演】ポスト311時代のメディアとは～独立メディアが伝える「ふくしま」～
- 緊急企画！放送ウーマン賞記念シンポ『ポスト311時代のメディアとは～公共的なメディアを取り戻す作戦会議～』

イベント一覧

BLOG

- 【メディア掲載】しんぶん赤旗に掲載されました
- 【メディア掲載】東京新聞に放送ウーマン賞受賞の記事が掲載されました
- 上映会『耳をすませば、「私」が伝えるビデオ上映会』を行いました
- 放送ウーマン賞2011贈賞式・パーティー

- 月刊「世界」（岩波書店）4月号にルポ掲載
- 中高の社会科資料にアワプラ登場
- OurPlanetTVの原発事故報道がLAタイムズに取り上げられました！
- 子どもワークショップ～「未来を写そうプロジェクト」
- 月刊「世界」（岩波書店）8月号にルポ掲載
- 7日から朝日ニュースターでも「ContAct」が見られます

続き…

サイトポリシー | Help |



現在事項全部証明書

東京都千代田区猿楽町二丁目2番3号NSビル202号室
 特定非営利活動法人OurPlanet-TV
 会社法人等番号 0100-05-008625

名 称	特定非営利活動法人OurPlanet-TV	
主たる事務所	東京都千代田区猿楽町二丁目2番5号興新ビル 204・205号室	平成17年 5月 7日移転
		平成17年 6月27日登記
	東京都千代田区猿楽町二丁目2番3号NSビル 202号室	平成18年 4月 7日移転
		平成18年 4月10日登記
法人成立の年月日	平成17年4月28日	
目的等	<p>目的及び業務</p> <p>この法人は、従来のマスメディアでは放送されにくい、市民の視点に立った情報を収集し、映像を媒体としてインターネットやそのほかできうる方法で発信することを目的とする。</p> <p>この法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) 社会教育の推進を図る活動 (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (4) 環境の保全を図る活動 (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (6) 国際協力の活動 (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 (8) 子どもの健全教育を図る活動 (9) 情報化社会の発展を図る活動 (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (11) 消費者の保護を図る活動 (12) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 <p>この法人は、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。</p> <p>コンテンツ制作に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の視点や、人権・環境を考慮に入れた番組の制作及び情報の提供 (2) 人権や環境を考慮に入れた国内外の優れた映像作品の翻訳および紹介 <p>市民の情報発信支援（パブリックアクセス）に係る事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (3) 子どもを含む市民のための映像制作・メディアリテラシー教育事業 (4) 市民が情報発信を行うためのインフラ・機材及び交流の場の提供及び環境づくり（アドボカシー）事業 (5) 社会貢献を行う行政・企業・団体への映像・メディア支援事業 (6) その他、上記の目的を達成するために必要な事業 <p style="text-align: right;">平成21年 4月 9日変更 平成21年 4月23日登記</p>	
役員に関する事項	東京都文京区春日二丁目11番9-304号 理事 白石 草	平成23年 4月 1日重任
		平成24年 4月 5日登記

東京都千代田区猿楽町二丁目2番3号NSビル202号室
特定非営利活動法人Our Planet-TV
会社法人等番号 0100-05-008625

従たる事務所	1 京都府京都市伏見区深草塚本67龍谷大学経済 学部松浦さと子研究室
資産の総額	金0円

人
0
0
0
0

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

平成24年 7月12日

東京法務局
登記官

平 林 正 章



整理番号 し400371

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2/2

特定非営利活動法人 OurPlanet-TV 定款

第 1 章 総則

【名称】

第1条 この法人は特定非営利活動法人 OurPlanet-TV という。OurPlanet-TV は、アワー・プラネット・ティー・ビーと読む。

【事務所】

第2条 この法人は、主たる事業所を東京都千代田区猿楽町 2-2-3NS ビル 202 号室に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事業所を京都市伏見区深草塚本 67 龍谷大学経済学部松浦さと子研究室に置く。

【目的】

第3条 この法人は、従来のマスメディアでは放送されにくい、市民の視点に立った情報を収集し、映像を媒体としてインターネットやそのほかでできる方法で発信することを目的とする。

【特定非営利活動の種類】

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (6) 国際協力の活動
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (8) 子どもの健全教育を図る活動
- (9) 情報化社会の発展を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 消費者の保護を図る活動
- (12) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

【事業の種類】

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

一コンテンツ制作に係る事業一

- (1) 市民の視点や、人権・環境を考慮に入れた番組の制作及び情報の提供
- (2) 人権や環境を考慮に入れた国内外の優れた映像作品の翻訳および紹介

一市民の情報発信支援（パブリックアクセス）に係る事業一

- (3) 子どもを含む市民のための映像制作・メディアリテラシー教育事業
- (4) 市民が情報発信を行うためのインフラ・機材及び交流の場の提供及び環境づくり（アドボカシー）事業
- (5) 社会貢献を行う行政・企業・団体への映像・メディア支援事業
- (6) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

【種別】

第6条 この法人の会員は次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」と言う）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

【入会】

第7条 正会員の入会については、特に条件などは定めない。

2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書を代表理事に

提出するものとする。

3 代表理事は前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事会は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

【入会金及び会費】

第8条 会員は、総会において定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

【会員の資格の喪失】

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して一年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

【退会】

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

【除名】

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により、会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

【種別及び定数】

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 15人以内
- (2) 監事 1人以上 2人以内

【選任等】

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又は法人の職員を兼ねてはならない。

【職務】

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、理事会の決議に基づきこの法人の業務を遂行する。

3 理事は、理事会の構成員として、法令、定款、及び総会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行なう。

- (1) 理事及び理事会の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会または所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務遂行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に個別に意見を述べ、もしくは理事会の招集をすること。

【任期等】

第16条 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は第13条に定める最小の役員数を欠く場合には、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【欠員補充】

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

【解任】

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会に出席した正会員の過半数をもって、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

【報酬等】

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

【種別】

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

【総会の構成】

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

【総会の機能】

第22条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算ならびにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条においても同じ。)
- (8) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) 事務局の組織および運営
- (11) その他運営に関する重要事項

【総会の開催】

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面または電子メールにより招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

【総会の招集】

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールにより、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

【総会の議長】

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

【総会の定足数】

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

【総会の議決】

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。議長は表決に加わらず、可否同数のときは、議長の決することによる。

【総会での表決権等】

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決権を行使した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

【総会の議事録】

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあつては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

【理事会の構成】

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

【理事会の機能】

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

【理事会の開催】

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- 1 代表理事が必要と認めたとき。
- 2 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面または電子メールをもって招集の請求があったとき。
- 3 監事から第15条第4項第5号の規程に基づき招集の請求があったとき。

【理事会の招集】

第33条 理事会は、前条第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときには、理事会の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面または電子メールにより、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

【理事会の議長】

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

【理事会の定足数】

第35条 理事会は、理事現在数の2分の1の出席がなければ開会することはできない。

【理事会の議決】

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。議長は表決に加わらず、可否同数のときは、議長の決するところとする。

【理事会の表決権等】

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決権を行使した理事は、第35条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

【理事会の議事録】

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

【資産の構成】

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産。
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

【資産の管理】

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会計

【会計の原則】

第41条 この資産の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

【事業年度】

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

【事業計画及び決算】

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代

表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

【暫定予算】

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

【予備費】

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

【予算の追加及び更正】

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

【事業報告及び決算】

第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書等決算に関する書類は、毎年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会において議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

【臨機の措置】

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

【定款の変更】

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

【解散】

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前条第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

【残余財産の帰属】

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3号に掲げる者のうち、総会で議決した他の特定非営利活動法人又は学校法人に譲渡するものとする。

【合併】

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を得、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

【公告の方法】

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

【事務局の設置】

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

【職員の任免】

第55条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

【組織及び運営】

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑則

【細則】

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

■附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 小林 りか

代表理事 白石 草

副代表理事 浜田 忠久

副代表理事 松浦さと子

理事 近藤 剛

理事 小田切 拓

理事 ピーター・バラカン

理事 本橋 成一

監事 稲熊 伸治

監事 尾崎 理香

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2007年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から2005年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員(個人): 50,000 円

賛助会員(個人・団体とも): 0 円

(2) 年会費 正会員(個人): 10,000 円

賛助会員(個人): 一口 10,000 円

(団体): 一口 50,000 円

改訂 2005年5月7日

改訂 2006年2月25日

改訂 2008年4月30日

HOME

「地方の時代」映像祭

ごあいさつ
映像祭について
出版のお知らせ

開催案内

開催のお知らせ
上映スケジュール
フォーラム開催のお知らせ
過去のフォーラム

募集について

応募要項(2012年度)
参加申込
審査について

作品紹介

2011年入賞作品一覧
2010年入賞作品一覧
2009年入賞作品一覧
2008年入賞作品一覧
2007年入賞作品一覧
2006年入賞作品一覧
2005年入賞作品一覧
過去のグランプリ一覧

運営について

実行委員会名簿
実行委員会規約
コンクール実施規約
主催・共催・後援一覧
協賛一覧

作品介绍

HOME > 作品介绍 > 2010年入賞作品一覧

2010年入賞作品一覧

《 グランプリ 》

笑ってさよなら ～匠屋幸下漬け工場の民～
中部日本放送-47分

《 放送局部門 》

奨励賞

寝たきりアパート ～さまよう終の棲家～	中京テレビ放送-48分
雨はすべてを洗い流す～在宅死に向き合う三家族の絶望と再生の記録	北海道文化放送-73分
ETV特集「水俣病」と生きる～医師・原田正純の50年～	NHK福岡放送局-89分

奨励賞

とうとがなし ばあちゃん	NHK鹿児島放送局-43分
救済のとき ～カネミ油症42年 被害者たち闘いの軌跡～	九州朝日放送-51分
田舎のコンビニ 一軒の商店から見た過疎の4年間	テレビ沢尻-48分

《 ケーブルテレビ部門 》

奨励賞

私たちの居場所 ～松本筑摩高校放送部～	エルシービー-29分
宮川 清らかな流れに生きて	アイティービー-60分

奨励賞

ツカサンマ～伊良部島佐良浜の祭り～	宮古テレビ-50分
上伊那の戦争遺構陸軍伊那飛行場	伊那ケーブルテレビジョン-30分
我ら海の子三浜の子	小林テレビ設備-55分
なんて呼ばいい？～捨てられた犬猫たちに出会って～	広域高速ネット二九六-25分
梯子に集う人々～上田市消防団第八分団～	上田ケーブルビジョン-21分

《 市民・学生・自治体部門 》

奨励賞

城南子ども放送局	中央大学FLP松野良一ゼミ-15分
宮下公園 TOKYO/SHIBUYA	NPO法人OurPlanet-TV-57分
23歳、職業:革命家	関西大学映画研究部-12分

奨励賞

「地方の時代」映像祭

私は風船爆弾を作っていたー小岩昌子の戦後64年ー
顔面紙芝居～芸の道、家族とともに～

練馬・文化の会、武蔵大学ー28分
中央大学FLP松野良一ゼミー10分

《 高校生部門 》

奥の山

人とクマと森と

兵庫県立伊川谷北高等学校ー8分

奥の山

生徒会長てんこもり

兵庫県立小野高等学校ー7分

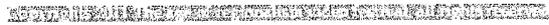
人形良

兵庫県立淡路三原高等学校ー10分

15の春

武庫川女子大学附属高等学校ー8分

● PAGE TOP



- 月刊「世界」（岩波書店）4月号にルポ掲載
- 中高の社会科資料にアウブラ登場
- OurPlanetTVの原発事故報道がLAタイムスに取り上げられました！
- 子どもワークショップ～「未来を写そうプロジェクト」
- 月刊「世界」（岩波書店）8月号にルポ掲載
- 7日から朝日ニュースターでも「ContAct」が見られます

続き...

サイトポリシー | Help |





<2012年度JCJ賞発表について>

2012年7月11日

日本ジャーナリスト会議 (JCJ)

代表委員 太田武男 柴田鉄治 清水正文
 隅井孝雄 中村裕郎 守屋龍一 吉原功
 事務局長 阿部 裕

日本ジャーナリスト会議(JCJ)は、1958年以来、年間の優れたジャーナリズム活動・作品を選定して、「J贈り」顕彰してきました。今年は55回の節目になります。
 7月7日の選考会議で、別掲の6点を、受賞作と決定しました。お知らせします。
 JCJ大賞には賞状とクリスタルトロフィー、JCJ賞及び特別賞には狩野炎立氏制作の陶額「光炎」を贈呈し
 JCJ賞選考委員は、以下の6人(50音順・敬称略)です。
 諫山修(ジャーナリスト) 伊藤洋子(前東海大学教授) 清田義昭(出版ニュース社代表) 酒井憲太郎(フナリスト) 柴田鉄治(ジャーナリスト/JCJ代表委員) 塚本三夫(中央大学名誉教授)

<贈賞式>

日時:8月11日(土)13:00~

会場:日本プレスセンター・ホール(東京・内幸町)

*ご参加のうえ取材・報道を、お願い申し上げます。

▼お問合せなどは、下記事務局まで、お願いします。

▼日本ジャーナリスト会議(JCJ)の沿革や活動、これまでのJCJ賞については、下記ホームページを参照い。

日本ジャーナリスト
 〒101-0064東京都千代田区猿樂町1-4-8 松林
 電話 03-3291-6475 FAX 03-
 ホームページ <http://www.jcj.or.jp/>
 Eメール icj@tkj.jp
 JCJ賞推薦委員会 責任者

2012年 JCJ大賞、JCJ賞、特別賞

JCJ大賞

▼東京新聞特別報道部「福島原発事故後に国が設定した許容被曝量を疑問視し、危険を迫及した『こちら!一連の報道』

JCJ賞

▼琉球新報米軍普天間飛行場返還移設問題取材班「沖縄防衛局長の『オフレコ』暴言スクープ」をはじめと
 天間飛行場移設問題をめぐる一連の報道」

▼安田浩一「ネットと愛国」(講談社4月18日刊)

▼NNNDドキュメント12「行くも地獄 戻るも地獄」取材班(日本テレビ・札幌テレビ・中京テレビ)

▼インターネット放送局「OurPlanet-TV」の一連の報道活動

特別賞

▼横浜事件・再審裁判＝記録・資料刊行会『横浜事件・再審裁判3部作』(高文研2011年10月3日)

受賞理由は以下の通りです。

[JCJ大賞]

「福島原発事故後に国が設定した許容被曝量を疑問視し、危険を迫及した『こちら特報部』の一連の報道」
 [受賞者] 東京新聞特別報道部
 [受賞理由] 「こちら特報部」の報道は、当局の「発表」に依存しない。自らの問題意識を基礎に取材し、その面に反映させている。また、各地の原発反対集会を積極的に取り上げ、許容被曝線量問題にとどまらず、「神話」の虚構、電力会社の需給予測のごまかし、大飯原発再稼動を巡る閣内や政府の言い逃れなど、その及・検証が光り、多くの読者・市民の賛同を集めている。

[JCJ賞]

「沖縄防衛局長の『オフレコ』暴言スクープ」をはじめとする米軍普天間飛行場移設問題をめぐる一連の報道

同応募・推薦のお願いと募集要項

〔受賞者〕琉球新報 米軍普大間飛行場返還移設問題取材班

〔受賞理由〕沖縄防衛局長の暴言は、「オフレコ懇談」の場とはいえ、沖縄県民と女性を蔑視し、その尊厳を重大発言と捉え、報道に踏み切った。とすれば記者を抱き込もうとする「オフレコ懇談」のあり方に一石を報は常に、読者のためのものであることを再認識し、琉球新報社挙げてこれを全面的に支持したことも評価

〔JCJ賞〕

安田浩一「ネットと愛国」講談社4月18日刊

〔受賞者〕安田浩一

〔受賞理由〕聞くに堪えない差別的な言葉を叫び、街頭活動を行う「在特会」(在日特権を許さない市民の会)その実態と闇を暴く。なぜネット右翼が街に出て、民族差別を煽る怨嗟と憎悪の行動に走るのか。「うまくいけば」による「守られている側への攻撃」という“病巣”、ネットが媒介する人間関係の脆弱性・無思想性が決りが今日本が抱える新しいタブー集団に切り込み、若者の“潜在意識”を浮き彫りにした鮮烈なルポ。

〔JCJ賞〕

NNNDキュメント12「行くも地獄 戻るも地獄」倉澤治雄が見た原発ゴミ〜3月11日放送

〔受賞者〕NNNDキュメント12「行くも地獄 戻るも地獄」取材班(日本テレビ・札幌テレビ・中京テレビ)

〔受賞理由〕原発から出る“核のゴミ”をどう処分するか。その実態を世界に追う。スリーマイル島原発の溶け燃料は、3000キロ離れた施設に33年間保管されている。気の遠くなる実態に、カメラが初めて入った。さざんかや六ヶ所村再処理工場、北海道幌延町、フランス、モンゴルなどを多角的に取材。人類が核のゴミを制御技術を確認しないまま、原発を推進してきた現実を厳しく告発する。

〔JCJ賞〕

インターネット放送局「OurPlanet-TV」の一連の報道活動

〔受賞者〕NPO法人OurPlanet-TV 白石草代表と制作スタッフ

〔受賞理由〕非営利のインターネット放送局OurPlanet-TVは、「3.11」以後、原発災害問題の取材を強もの被曝問題などで積極的な取材と情報発信を展開している。4月には「徹底検証！テレビは原発事故をどうか」を放送し、大手テレビの原発報道を市民目線で初めて検証した。こうした一連の活動は、大手メディアにな情報発信だけでなく、市民の立場からの新たな情報回路を創出しようとする画期的な取り組みであり、高い。

〔特別賞〕

横浜事件・再審裁判＝記録・資料刊行会『横浜事件・再審裁判3部作』高文研2011年10月3日刊

〔受賞者〕横浜事件・再審裁判＝記録・資料刊行会

〔受賞理由〕横浜事件は、出版史上最大の弾圧事件である。特高警察による凄惨な拷問で2人が獄死し、中央公論社と改造社が廃業させられた。この「権力犯罪」による事件を、裁判所が「冤罪」として認めるまでの全記録・ドキュメント・総括の3部作で明らかにする。今なお「秘密保全法」の策定など、言論の自由が脅か冤罪事件が続く状況にあって、本3部作の刊行は、極めて価値のある業績として評価される。

2012年度 日本ジャーナリスト会議(JCJ)賞(第55回)

応募・推薦のお願いと募集要項

(2012年4月)

日本ジャーナリスト会議(JCJ)は、年間の優れたジャーナリズム活動を顕彰するため、1958年以来、JCJ賞を設け、今年度(55回)も、JCJ賞への応募と推薦を、別紙要領のように始めます。ますます充実した作品が数多く応募されますよう、心から期待しています。つきましては応募・推薦に、是非とも協力いただきますよう、お願い申し上げます。

2012年4月

日本ジャーナリスト会議(JCJ)

代表委員:太田武男 柴田鉄治 清水正文

隅井孝雄 中村梧郎 守屋龍一 吉原功

事務局長:阿部 裕

〒101-0064 東京都千代田区猿楽町1-4-8松村ビル401号

電話:03-3291-6475

FAX:03-3291-6478

電子メール: jcj@tky3web.ne.jp

ホームページ: <http://www.jcj.gr.jp/>

※JCJおよびJCJ賞の沿革につきましては、「この10年のJCJ賞」を、ご参照ください。詳細は、下記「応募と推薦のお願い」を参照してください。

日本ジャーナリスト会議賞(JCJ賞)

2012年度(第55回)・応募と推薦のお願い

日本ジャーナリスト会議(JCJ)は、年間のすぐれたジャーナリズム活動を顕彰するため8年以来「JCJ賞」を設け、贈賞してきました。最近の受賞作は同封の「この10年のJCJ」を参照してください。今年度も優れた労作の多数応募を願っています。自薦または他薦によって応募といたしますには賞状と記念品が贈呈されます。

■日本ジャーナリスト会議賞(JCJ賞)募集規定■

〈募集ジャンルと応募資格〉

新聞、放送、出版、写真作品のほか、市民運動や地域活動の記録なども含み、個人・グループを問わず期限までの1年以内に発表された作品(連載の場合は同期間に発表)を対象とする。

〈提出条件〉

- ◆作品＝書籍の場合はその現物。雑誌、新聞などに掲載の場合は、その部分のコピー(カラー写真も写)。放送作品はDVD(いずれの分野の作品もFAX、電子メールによる送稿はお断りします)。
- ◆添付書類＝書籍・雑誌・新聞の応募作品には、A4版1枚以内に応募・推薦理由をまとめ、(A)ル、(B)作者またはグループ名と連絡先(住所、電話、FAX、電子メールアドレス)を明記のりまたは宅配便で下記に送る。
- ◆放送・映像作品のDVDには、下記エントリーシート見本をクリックし、エクセル・ファイルにて各項に記入のうえ、1)プリントアウトを作品に同梱して送付、あわせて2)記入済みエクセルシートファイルにて、JCJ事務局宛に送付する。

＜放送・映像作品用エントリーシート＞
下記画像をクリックして専用エクセルファイルを表示してご使用ください。



〈提出期限〉

◇ 出版作品は6月2日(土) ◇
◇ 新聞、放送などの作品は6月9日(土) ◇

(※提出期限を延ばしました)

▼提出先(問い合わせ先)

〒100-0064 東京都千代田区猿樂町1の4の8 松村ビル401
日本ジャーナリスト会議「JCJ賞」応募作品係(赤で目立つように表記する)
電話 03-3291-6475

JCJ賞ホームページ: <http://www.jcj.gr.jp/icisho12.htm>
Eメール: icj@tky.3web.ne.jp

※応募作品は返却しません。選考経過、選考理由などについてのお問い合わせには応じません。
※選考結果は7月上旬、主要新聞に発表するほか、JCJホームページに掲載します。
※入選者への贈賞式は8月11日(土)、日本プレスセンターで行う予定です。

選考委員

(50音順、敬称略)

諫山修 (ジャーナリスト) 伊藤洋子 (前東海大学教授) 清田義昭 (出版ニュース社代表)
酒井憲太郎 (フォトジャーナリスト) 柴田鉄治 (ジャーナリスト/JCJ代表委員) 塚本三夫 (中央大学名誉教授)

2012年4月

日本ジャーナリスト会議

JCJ事務局長 阿部 裕

東京都千代田区永田町1丁目52-1

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成9年2月6日	不動産番号	0100000086287
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所在	千代田区永田町一丁目			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付【登記の日付】	
4番2	官有地	5649		[余白]	
52番	[余白]	[余白]		①変更 [昭和42年10月19日]	
52番1	[余白]	5614	21	①③52番1、52番2に分筆 [昭和50年12月19日]	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和9年9月25日 第17513号	原因 昭和9年9月20日売買 所有者 衆議院 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年2月6日

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

平成24年7月10日
東京法務局

登記官

外山春男



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D87076 (1/1)

1/1

COPY

2012年 7月16日

東京地方裁判所民事第9部 御中

聞き取り報告書

債権者代理人弁護士 小松 圭介



下記のとおり、聞き取りの内容をご報告いたします。

記

1 聞き取り状況

(1) 日時

平成24年7月13日(金) 午後5時から午後5時45分

(2) 場所

国会記者会館1階会議室

(3) 聞き取り者

債権者 白石草

債権者代理人弁護士井桁大介 ほか2名

(4) 対象者

国会記者会館事務局長 佐賀年之氏(以下「佐賀氏」という。)

2 聞き取り内容

国会記者会館は、衆議院から国会記者会が管理権限を委託された国有財産である。土地も国有財産である。衆議院からの委託は戦前にまでさかのぼる。

国会記者会とは全国の新聞・テレビ153社が加盟する任意組合である。幹事社19社で重要な運営方法等を定めており、そのうち回り持ちで4社が常任幹事社として日々の日常業務等を行っている。

佐賀氏は、幹事社から委託を受けて、常勤管理者として勤務している。

今回、白石さんが、事前に屋上への立ち入りを書面で求めてきたことから、常任幹事社で常任幹事会議を開き対応を協議したが、白石さんの立ち入りは認めないこととした。なお、常任幹事会からは、白石さんに対しては「立ち入り

を拒絶する」とは言わずに、「立ち入りを認めない」と言うようにと指示を受けた。この決定は念のために衆議院にも伝えた。

認めない理由としては、第1に、白石さんがどのような人で、Our Planet TVがどのような団体で、今回の取材が何のためになされるもので、なぜこの建物でなければならないのか、といったことが分からなかったから。

第2に、誰でも自由に屋上に上げてしまうと管理が大変になる。事故が起きても責任問題になってしまう。一度例外を認めてしまうと、今後、他の会社に対しても、対応を考えなければならなくなってしまう。たくさんのインターネットメディアがある中で、どこに認めてどこに認めないかという基準を定めなければならない、管理が大変になる。

第3に、国会記者会館のランニングコストは加盟社が支払っている。非加盟社が自由に使いたいときだけ使えるとすると不公平感が出てくる。

以上の理由から、白石さんの立ち入りを認めることはできない。今後別のデモに関して改めて申請されれば改めて検討することになるが、結論は恐らく変わることはない。本音を言えば、デモが鎮静化して白石さんが取材に来なくなってほしいと思っている。

なお、白石さんや Our Planet TV が国会記者会に加盟して貰えれば当然立ち入ることができる。ただ、国会記者会に加盟するには日本新聞協会に加盟して貰う必要がある。審査も厳しいし、費用は大変な額になる。

以上

見え隠れする修正第一条の権利

最大の争点は、いうまでもなく、政府保有情報へのアクセス権なるものが憲法上成立するかどうか、もし成立するとして、それはどんな論拠によるか、ということにある。

合衆国最高裁判所は、*Richmond* にいたるまでは、この争点にかんして一貫して消極でありつづけてきた。それは、バーガー長官の要約「当裁判所はこれまで、政府の支配内にある情報のどれにでもアクセスする権利が憲法修正第一条上保護されるなどと、ほのめかしたことはけっしてない。」⁽³³⁾とされているとおりである。

けれども、*Gannett* をへて *Richmond* にいたると、この線をそのまま維持することが少しむずかしくなった。

なるほど *Richmond* では、刑事裁判の公開を定める憲法修正第六条に大きく比重をかけ、刑事裁判へのアクセス権に限定して、これを承認しようとする努力が払われている。公開の原則のアングロ・アメリカ的な歴史と伝統が語られるのも、その意味合いにおいてであった。しかしながら、憲法修正第六条に凝結された公開の原則は、それ自体としては、客観的な原則が、せいぜいのところ被告人の権利でしかないと解される余地がある。現に、当の最高裁は——不覚にもというべきか——*Gannett* でそう判示してしまっているのである。そこでもし最高裁が、刑事裁判の非公開に対して一般公衆になんらかの異議申立て権をみとめるとしたら、修正第六条以外のところに渡りをつげなければならない。*Richmond* はこうして——たぶん苦肉の策として——修正第六条に修正第一条を上乗せ（あるいは相乗り）させる方法をとったのであった。

法廷意見の構成は、ある意味でたいへんわかり易い。アングロ・アメリカが伝統としてきた公開裁判の原則は、任意の市民が集まってきて、かれらの注視のもとで裁判がとりおこなわれることの保障にはかならない。つまり、公判廷は「公共の場所」(a public place) であり、そうだから修正第一条でいう「言論・出版の自由」ならびに「人

民の平穏な集会の自由」ががぶさる領域といえるのだ、というわけである。

この議論には、表現の自由領域で比較的広く受容されてきている、あの「パブリック・フォーラム」(public forum) 理論⁽³⁴⁾の響きが感ぜられまいか。しかし、本件判決において法廷意見は、上告代理人たるトライブ教授が提供したところの「パブリック・フォーラム」理論に、大きい影響を受けたことは明瞭である。法廷意見いわく「街路歩道や公園は伝統的にオープンであり、そこでは修正第一条の権利を行使することができる。正式審理の法廷もまた公共の場所であって、ここには、ひとびと一般——およびメディアの代表ら——が出席する権利をもつ。そしてしかも、かれらが出席しているということが歴史的にいつて、法廷でおこなわれることがらきちんと、そして上手に片づけるのに役立つ、と考えられてきているのである。」⁽³⁵⁾

そしてまた、ほかならぬ本件において最高裁が「パブリック・フォーラム」理論を採用したことの、最高裁側の意図もまた、よくわかるのである。つまり、政府施設のうちアクセス権をみとめる対象領域を、これによって限定しうる、と判断したに違いないのである。このことは、*Richmond* におけるスチュアート意見でむしろ率直に指摘されている。法廷 (a court room) はたしかに「公共の場所」である。しかしこれと「きわ立って対照的なのは」軍事施設であり、拘留所であり、刑務所である、⁽³⁶⁾という言明がこれである。排斥される場所としては、病院、精神障害者施設などなどをつけ加えることができるであろう。いや、そればかりではなく、およそ政府施設にして「伝統的にオープン」で「公共の場所」と異論なくいえるものは、たぶんむしろ例外に属するといえよう。さすれば、*Richmond* における「パブリック・フォーラム」理論は、圧倒的多くの政府施設に対してアクセス権の成立を否定するはたらきを果たすことが期待されているように思える。

もう一つ、*Richmond* における「パブリック・フォーラム」理論の限定的な効果が看取される。公共の場所の利用という点では、それぞれの場所に依じて、時・場所・態様についての合理的な規制がなければならないという観点

第3部 現代社会における知る権利の展開

第8章 政府保有情報の開示請求権をめぐる議論

から考えられる限定である。法廷には法廷にふさわしい秩序や雰囲気なければならない⁽⁷⁸⁾。そのかぎりでは、公衆のアクセス権は後景にしりぞかねばならない、ということになる。

こうしてみれば、修正第一条を根拠にして法廷への公衆のアクセス権を史上はじめて承認した画期的な判決、*Richmond* は、きわめて慎重な配慮と舵取りによってのみ、可能であったことがわかる。この側面——厳格な制限つき権利の承認——のゆえにこそ、バーガー長官らは高く評価されるべきだ、という理解がある。すなわち、こうした新しい権利の承認が司法過程でおこなわれるためには、本来的で消極的な使命に任ずる裁判所にふさわしい手法 (Judicial creativity) をもって、きめ細かい配慮をめぐらして (assiduously) なされるほかにないとする立場からすれば、バーガーの論理は、最大の賛辞に値するのである⁽⁷⁹⁾。

バーガー的な立場に全面帰依するまえに、これに若干の批判的な検討を加えてみたい。バーガーらの考えには、ある種の矛盾があるように思えるのである。

唐突な発想だが、バーガーらは、七〇年代に監獄関係へのアクセスをシャット・アウトしたとおなじように、なぜ八〇年代に入って裁判手続へのアクセスをも一蹴しなかつたのだろうか。なぜ *Richmond* で窓口を開いてしまったのだろうか。この疑問に対して、*Richmond* においては憲法修正第六条でいう裁判の公開が問題になったから、窓口を開くはかなかつたのだという答えで応ずるのは、説得力を欠く。修正第六条は公衆とはなんの関係もない規定だとなつてはねることが、最高裁判所には難なくできたはずなのである。現に *Gannett* ではその線をつばねたばかりではないか。*Richmond* を正しく理解するためには、憲法規定の論理分析よりもより多く、*Brandenburg*, *Pell*, *Saxbe* などなど取材活動に不利な諸判決に対する報道界の巻きかえしのごきごきがその一端であるような、社会過程のダイナミクスを分析すべきなのではないかと思う。*Richmond* は、こうした社会の現実のごきごき (そこには当然 権利意識の変化も相伴うのであるが) に対する妥協であった。この妥協を可能にしたのが、新しく味つけした

憲法修正第一条の採用であった、と思われる。このばあいたしかに最高裁は、「パブリック・フォーラム」理論という形で採用したにすぎず、したがって「修正第一条にもとづく独立の、請求権的なアクセス権それ自体」(an independent First Amendment affirmative right of access per se) をみとめたわけではまったくなく、といえる⁽⁸⁰⁾。

けれども、筆者には、よし「パブリック・フォーラム」という狭い橋であるかもしれないが、最高裁がこの橋を通過して、修正第一条の領分へ入ってしまったということの、客観的な意義が重要だと思う。最高裁は、この橋を渡ることによって、いうならばルビコンを渡つたのだと思う。なぜそういうかといえば、修正第一条を体现するものとしての「パブリック・フォーラム」理論はけつしてたんに「場所」的要素がきめ手なのではない。そこで語られる内容、その自由を保障することの意味こそが大事だと思ふからである。

「パブリック・フォーラム」理論の橋を提供したトライブ教授は、刑事法廷が「パブリック」であるゆえんを、「刑事法廷というものは伝統上パブリックであり、機能においてパブリックであり、かつ、憲法の明文規定と体系においてパブリックである」と語っている⁽⁸¹⁾。このように「パブリック」だから刑事法廷には憲法修正第一条が保障されねばならない、と説いたのである。このうち、「機能におけるパブリック」についていえば、*Richmond* でバーガーが次のように判示していることが注目し値する。「(修正第一条における) これら明示的に保障されている諸自由に通ずる核心的な目的は、政府のはたらきに関係することからについてはコミュニケーションの自由を確保することである」と。このように、政府情報 (政府のはたらきに関係することから) の流通 (コミュニケーション) の自由と結びつけて憲法修正第一条を意義づける方途をひとたびとつたならば、この論法はけつしてたんに、刑事法廷にかぎって通用させようというわけにはゆかないのである。なるほどバーガーは、右の引用にすぐつづいて「統治にかかわることがらであつて、刑事裁判がどのような仕方でおこなわれるかということにもまして、ひとびとが広い関心をもち重視するものはほかにはないだろう。」⁽⁸²⁾ といひ、刑事裁判が最高最大の関心事であるがごとくに説

明している。しばらく、この説明を受け容れよう。しかし、この説明は、刑事裁判以外のものも——程度の差はあれ、ことの性質によってそれ相応に——ひとつひとつの関心を集め重視することがらがあることを認容している。いま、刑事裁判へのアクセス権は承認された。そうだとすれば、他の政府活動へのアクセス権も承認されてしかるべきではないか。関心事の重要性にかんする程度の差は、権利の存在と不存在という質の差を当然には生まないからである。

既述のように、ある論者は、*Richmond* が「修正第一条にもとづく独立の、請求権的なアクセス権それ自体」を斥けたがゆえに、これを賞讃しているが、筆者にはむしろ、*Richmond* は、客観的には、そうした権利を——よしステップ・バイ・ステップのみちすじであるかもしれないが——承認するみちをつけてしまったのではないかと感ぜられるのである。この論者のように「独立の、請求権的なアクセス権」をみとめることに反対する立場をとる者は、一種微妙な妥協にふけた *Richmond* を賞讃するよりはむしろ、非難攻撃すべきであつたと思う。*Gannett* までの線を固持し、憲法はどんな政府機関にも情報を開示提供すべき積極的な義務 (affirmative duty) を課していないと断固い張るべきであつたと最高裁を批判するのが、この論者たちのとるべきみちすじであつたのではないだろうか、と筆者には思える。

四 政府保有情報の開示請求権にかんする憲法論

開示請求権の憲法上の基礎

Richmond で刑事上の正式審理裁判にかぎりみとめられたアクセス権が、*Globe* ではセンシティブな情報のゆき

かう可能性のある法廷でも承認され、さらにそれは、*Press-Enterprise* においては、陪審員選定のような予備審問手続へと支配領域を拡げた。これら判例の展開からみて、同様のアクセス権が、民事裁判のレベルへと伸展することを、もはやなんびとも押し止めることはできないだろうと観察しうる。⁽⁸³⁾ こうした判例の展開の原動力になっているのは、むしろ、「修正第一条にもとづく独立の、請求権的なアクセス権それ自体」を指向する憲法理論であるように、筆者には思える。*Richmond* には固有独自の憲法理論があるのではない。アクセス権それ自体を指向する憲法理論に強い影響をうけながら、現実状況と妥協すべく苦心したあけく一応到達した地点が、それであつた、と考える。

そこで、連の判例の展開を規定している憲法理論はなにか、ということ我问うことになる。

ここではまず、最高裁のなかからブレナン裁判官に登場してもらおう。*Richmond* でのかれの意見を再現する。「慣行的にいえば、修正第一条の保障は、しゃべる者と聴く者のあいだのコミュニケーションを保護するためのものであるはずである。……けれども、修正第一条は、表現の自由やしゃべりを聞くひとたちだけのための意思交流にだけ仕えるにとどまるものではない。それは、自己統治という民主主義体制を確保し推進してゆくにあたって湧すべき構造的な役割にも任ずる。⁽⁸⁴⁾」

ここに示されているのは、ブレナンが別の、しばしば引用される論文⁽⁸⁵⁾でいっている、二つのモデルである。一つは「言論」モデル (the "speech" model)、他は「構造」モデル (the "structural" model) と呼ばれる。「言論」モデルは、従来から伝統的に修正第一条が与えてきた——ほとんど絶対的な——憲法保障に対応するもので、ブレナンの表現方法を踏襲していえば、これは「ちやうどむかしから履き慣れてきた靴のように気楽に」使える。このモデルの中核にあるのは、自分のいいたいことをしゃべる、つまり自己を表現する権利である。しかし逆に、このモデルにはこの点で、それに固有な限界をもつ。なにかというと、修正第一条がもともとかわつていっている民主主義の価

事項索引

著者略歴
 1929年 函館市に生れる。
 1953年 東京大学法学部卒業。
 1990年 東京大学(社会科学研究所)教授を定年退職、国際基督教大学教授。
 1998年 国際基督教大学を辞して以降、
 ~現在 神奈川大学特任教授を経て、現在は自由な憲法研究者。

主要書書
 「表現の自由とはなにか」(1970年、中央公論社)
 「治安維持法小史」(1977年、筑摩書房)
 「知る権利」(1979年、岩波書店)
 「同時代への発言」上・下(1979年、東京大学出版会)
 「表現の自由」I・II・III(1983~84年、有斐閣)
 「『表現の自由』を求めて」(1999年、岩波書店)
 「『萬世一系』の研究」(2005年、岩波書店)

なぜ「表現の自由」か
 1988年3月31日 初版
 2006年9月8日 第4刷
 [検印廃止]

著者 奥平康弘
 発行所 財団法人 東京大学出版会
 代表者 岡本 和夫

113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 東大構内
 電話 03(3811)8814・振替 00160-6-59964
 印刷所 株式会社精興社
 製本所 矢嶋製本株式会社

©1988 Yasuhiro Okudaira
 ISBN 4-13-031134-4 Printed in Japan
 [図]日本複写権センター委託出版物
 本書の全部または一部を無断で複製転載(コピー)することは、著作権法上での例外を除き、禁じられています。本書からの複製を希望される場合は、日本複写権センター(03-3401-2382)にご連絡ください。

ウォーター・ゲート事件	126, 151	「公共の福祉」論	99, 102, 159
憲法事件判決	111	公正な裁判	263, 268, 269, 273, 274, 276, 292, 308, 315
エステス判決→Estes v. Texas		「構造」モデル	325, 326, 334, 352
沖縄密約電文事件	66, 299	小売市場許可制の合憲判決	12
オプライエ事件→U. S. v. O'Brien		合理性の基準論	122, 239
		合理性の判断基準論	123
		国政情報へのアクセス権→政府保有情報へのアクセス権	
ガネット事件→Gannett Co., Inc. v. De Pasquale		戸別訪問禁止	153, 155, 165, 172, 176, 181, 189, 192, 198, 200, 203, 206
関税法	84, 85, 90, 99, 106	戸別訪問禁止規定	5, 6, 145, 156, 161
関税法	84	戸別訪問合憲大法院判決	155, 157
議員定数配分	159, 169,	戸別訪問合憲最高裁第二小法廷判決	159, 164
グローブ事件→Globe Newspaper Co. v. Superior Court For the County of Norfolk		戸別訪問合憲大法院判決	164
「警察比例の原則」	230	戸別訪問合憲東京高裁判決	164, 177
刑法 175条	102-104, 112	戸別訪問の禁止	144
検閲	83, 85, 87-89, 91, 93-98, 234, 235, 243, 246-248, 250, 269, 336	米騒動事件	225
厳格な合理性の基準	183	コセンクウェンシャーリズム	26, 27, 33, 59, 68, 215
厳格な司法審査	13, 14, 105, 123, 127, 140, 142, 143, 166, 190, 239, 263, 286, 311, 388	サ行	
限定解釈	110-112	在監者の「喫煙の自由」	229
憲法 47条=立法裁量論	166-172	裁判過程へのアクセス権	263, 265, 266, 307, 309, 310, 314, 322
「言論」モデル	325, 334, 352	裁判の公開	256-258, 263, 293, 315
公安	106-109	裁判の公正	257, 265, 275
公共の場所→パブリック・フォーラム		差止命令	97, 225-227, 246, 250
公共の広場→パブリック・フォーラム		サド判決	99, 298
公共の福祉	11, 12, 97, 155, 157, 162, 185		

METROPOLITAN COALITION AGAINST NUKES 首都圏反原発連合

Search...

- ★7.20緊急！大飯原発3号基を停止せよ！首相官邸前抗議 ●大飯原発再稼働に反対する首相官邸前抗議にご参加のみなさまへのご案内 ★7.29脱原発国会大包围
- ★7.16さようなら原発10万人集会 ★7.29 Human Chain Action against the Diet Building for a Nuclear Free World ◆HOME ◆首都圏反原発連合
- ◆海外からの賛同声明 ◇2012/3/11「3.11東京大行進」 ◇2012/11/14「脱原発世界大行進in横浜」 ◇2011/10/22「原発のない世界を求め大行進」
- ◇原発再稼働許すな！首相官邸前抗議行動

大飯原発再稼働に反対する首相官邸前抗議にご参加のみなさまへのご案内

首都圏反原発連合のツイッターアカウントができました！ [Http://Twitter.Com/MCANjp](http://Twitter.Com/MCANjp)

◆7.29脱原発国会大包围

日時：2012年7月29日(日)
 集会開始：15:30 デモ出発：16:30
 19:00：国会大包围(集会/キャンドル・チェーン)
 集合場所：日比谷公園中幸門(日比谷公会堂裏)
 主催：首都圏反原発連合
 協力：さようなら原発1000万人アクション/原発をなくす全国連絡会/ザ・アトミックカフェ/脱原発世界会議/WISE Amsterdam

2012年5月5日は、歴史的な一日になりました。
 北海道電力泊原発3号機が定期検査の為に運転を停止し、42年ぶりに日本国内で稼働中の原発が0基になりました。

3.11以降、日本全国に波及した反原発運動と、原発再稼働に反対の声が世論の大多数になったこと、そして、福井県・大飯原発について、大阪市・京都府・滋賀県をはじめとした周辺自治体による拙速な再稼働への批判の声が高まりを見せ、運転再開が進まなかったことにより、一時的にはあるにせよ、ついに「原発ゼロ」の日を迎えることになりました。

しかし、大飯原発の再稼働をめぐる現状は、未だに瀬戸際です。

また、政府は未だに、明確で可及的速やかな脱原発への道筋を示してはいません。

「原発ゼロ」の日を迎えた今日においても、私たちは原発の可及的速やかな廃止を目指し、不断の意思表示を続けていかなければなりません。

私たち首都圏反原発連合は、あの震災と原発事故から一年となる、今年の3月11日に、「3.11東京大行進」

◆7.29脱原発国会大包围

★お知らせ★

【賛同団体・グループ・募集中】
 メールタイトルを「7.29賛同」として、グループまたは団体名を明記し送信して下さい。
info@coalitionagainstnukes.jp
 (●を@に差し替えて送信ください)
 *賛同の表明としてWEBに掲載いたします。賛同金はいりません。

この募集の情報を拡散する為に、拡散のご協力をお願いします！

↓
 ツイート 1.31万

【ご協力をお願いします】
 より大きなアクションにする為に、告知にご協力ください。フライヤー(チラシ)を配布またはお店などに設置頂けるかたを募集します。メールタイトルに「7.29フライヤー」と明記し、送り先と部数をお知らせください。
info@coalitionagainstnukes.jp
 (●を@に差し替えて送信ください)

この募集の情報を拡散する為に、拡散のご協力をお願いします！

↓
 ツイート 1.31万

◆7.29脱原発国会大包围

★賛同団体・グループ

- Act 311 Japan
安心安全な未来をこどもたちにオーケストラ「怒りのドラムデモ」実行委員会
エネルギーシフトパレード
くにつちデモンストレーションやろう会
「原発やめろデモ!!!!」関係個人有志
たんぼぼ舎
- TwitNoNukes
NO NUKES MORE HEARTS
パパママぼくの脱原発ウォーク
野菜にも一言いわせて！原発さよならデモ
- LOFT PROJECT
自立支援プロジェクト
- NBC作戦
意見広告を出してみようプロジェクト
- THINK FUKUSHIMA + WALK
北杜市アルファブログplus
子どもたちを守る会@九州
関東支援連合
- KDMLフィルム・ソサイエティ
- Project99%
カトリック藤沢教会 卒原発を考える会
いのちのフォーラム
寺ネット・サンガ
葬送支援ネットワーク
- ALIVEふくしま

追悼と脱原発への誓いを新たに」を主催しました。
 およそ14000人もの方々が、このデモ行進と国会議事堂を囲むキャンドル集会に参加されました。
 そして、来る7月29日、私たちは再び、反原発を訴える大規模デモを行い、国会議事堂をキャンドルで包囲します。
 もしかすると、このデモが行われる頃には、大飯原発の再稼働は進んでいるかもしれません。しかしそれでも、私たちが声を上げる理由が揺らぐことはありません。
 福島第一原発事故により引き起こされた悲劇を二度と繰り返さないために、次の世代にこれ以上負の遺産を引き継がせないために、前回は上回る規模で、原発反対、再稼働反対の声を政治の中枢に突き付けましょう。多くの方のご参加をお待ちしております。

Metropolitan Coalition Against Nukes

* 頂いた個人情報はフライヤー発送以外には使用いたしません。
 * フライヤー送付は50部以上でお申し込みをお願いします。
 * 小数部必要な場合はフライヤー画像をダウンロードして、プリントしてご利用ください。
 ・フライヤー表
http://coalitionagainstnukes.jp/file/2012_07_29_front.pdf
 ・フライヤー表
http://coalitionagainstnukes.jp/file/2012_07_29_back.pdf

三足屋
 ソウル・フラワー・ユニオン
 今、憲法を考える会
 靖国・天皇制問題情報センター
 キリスト教事業所連帯合同労働組合
 関東神学ゼミナール
 日本キリスト教団羽生伝道所
 アハリー・アラブ病院を支援する会
 子どもたちの未来を放射能から守る愛媛の会
 ごみを考えるネットワークえひめ
 クロボトキン同盟
 原発おことわり三重の会
 311と歩む会
 けやき工房
 脱原発・放射能汚染を考える吹田の会

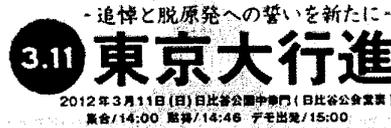
◆7.29脱原発国会大包围

★賛同団体・グループ

「なくせ原発！河内長野デモ」実行委員会
 人権団体 衝鋒社
 脱原発四万十行動
 みんなの測定所 ふじみーる
 新日本婦人の会
 自由法曹団
 全国商工団体連合会
 原水爆禁止日本協議会
 農民運動全国連合会
 全国保険医団体連合会
 日本民主青年同盟
 原発問題住民運動全国連絡センター
 日本科学者会議
 全国労働組合総連合
 東京地方労働組合評議会

2012/7/7 現在

◆3.11東京大行進



「3.11東京大行進」追悼と脱原発への誓いも新たに、14000人の人々が東京の街を歩きました。デモの後には国会議事堂を人間の鎖で囲み、キャンドルで照らしました。この行動は必ず脱原発の実現へのエネルギーになるでしょう。引き続き原発の無い世界の実現へ向け、声をあげていきましょう。

「3.11東京大行進」報告・映像集

★開催情報

日時: 2012年3月11日(日)
 集会開始: 14:00 黙祷: 14:46 デモ出発: 15:00(※少雨決行)
 集合場所: 日比谷公園中幸門(日比谷公会堂裏)
 日比谷公園中幸門: 千代田線・日比谷線「霞ヶ関駅」C1出口より200m、丸の内線「霞ヶ関駅」B2出口より300m、都営三田線「内幸町駅」A7出口より150m
 主催: 首都圏反原発連合
 協力: 3・11再稼働反対! 全国アクションさようなら 原発1000万人アクション

◆首都圏反原発連合

-Metropolitan Coalition Against Nukes-

首都圏反原発連合は、首都圏でデモなどをやっているグループが力をあわせようと、2011年9月に立ち上がったネットワーク(連絡網)です。国内外の様々なグループや団体や個人と連帯し、脱原発を目指し実現していきたいと思えます。

お問い合わせ

info@coalitionagainstnukes.jp(●を@に差し替えて送信ください)

「首都圏反原発連合」参加グループ

- ◆ Act 311 Japan
- ◆ 安心安全な未来を子どもたちにオーケストラ
- ◆ 「怒りのドラムデモ」実行委員会
- ◆ エネルギーシフトパレード
- ◆ くにたちデモンストレーションやろう会
- ◆ 「原発やめろデモ!!!!」関係個人有志
- ◆ 脱原発杉並
- ◆ たんぽぽ舎
- ◆ TwitNoNukes
- ◆ NO NUKES MORE HEARTS
- ◆ パパママぼくの脱原発ウォーク
- ◆ 野菜にも一言いわせて! 原発さよならデモ
- ◆ LOFT PROJECT
- ◆ 他個人有志

2012/6/24現在・50音順

東京新聞 2012年6月21日 朝刊

応答室

野田政権が閣内電力大派系
第3、4号機(福井県おおい
町)の再稼働を決める前日の
十五日夕、首相官邸周辺で大
規模な抗議デモがありました
た。本紙の翌十六日朝刊に
は、このデモを報じた記事や
写真は多く、読者の皆さんか
ら左記に代表される批判が百
件以上寄せられました。

東京電力福島第一原発事故
以降、本紙は、事故が起きた
原因を掘り下げる一方、原発に
頼らない社会に向けた報道に
取り組んできました。主権が
権力を握る政治家や官僚にあ
るのではなく、市民の側にあ
ることを確認するため、市民
の行動や声を紙面できちんと
扱うことにも努めてきまし
た。

再稼働決定前後のデモは可

再稼働抗議デモの不掲載について

然解るべきでした。掲載に
圧力がかったわけではあり
ません。取材を担当する部書
内の連絡ミスで、当日、現場
に出向いた記者がいなかった
のです。官邸前には集まった
多くの市民に寄り添うことが
できず、肝心の取材を怠って
しまう結果となりました。こ
れを痛く受け止め、ミスな
く取材態勢を整えました。

時の政権への市民の異議申
し立てを記録していくこと
は、ジャーナリズムの重要な
役割です。主権在官を打破
し、主権者の意思を国の政策
決定に反映させる。それを後
押しする本紙の姿勢は理にい
でいません。



以上を讀者応答室から読者
の皆さんの聲として、こ裡
解をいただければと思ってお
ります。

(委員・鈴木清洋)

ぜひ全国の人にも知ってほ
しかった。(茨城県・女性)

●外郡の圧力があつたか自
己規制なのか私には分かり
ませんが、非常に残念です。
国民のために新聞を作っ
てくださいます。(東京都・男性)

●組織的な動員なしでこの
人数。一見見れば政治家に
とって驚異と映るであろう
光景でした。1面に載せて
も不思議ではなかったのに
おかしい。(東京都・女性)

●一般市民は、国からも企
業からも裏切られた状態
で迷子になっている。納得の
いかないまま再稼働され、不
安な中に後援が出され、だか
らこそ本当の情報を知らせ
てくれる新聞に期待してい
るのです。(東京都・女性)

読者からの主な意見

●首相官邸前に「原発再稼
働反対」と1万1000人以上
の人々が集まったことに対
し1行の記事もないのはど
うしたことなのでしょう。個
団体でも動員でもなく、個
々の老若男女が集いまし
た。日本の「ジャスマン奉
命」の前身と思えました。
東京新聞が全く触れていな
かったことに、びっくりし
た。(東京都・女性)

●どのような取り上げで
れるのか楽しみにしていた
のでがっかり。このような
大規模なデモは、国民の意
見が政治に全く届いていな
いことを不憫に思う市民の
気持ちがよく表れていて、

日時: 2012年6月12日 19:04:36JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 尊

宛先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

Twitter等

<ご紹介者>

<メッセージ>

脱原発の問題について、自分なりに考えるようになってから感じたことなのですが、原発の問題の背景には「貧困の問題」や「公害」等、弱者にしわ寄せがいくような問題があるように感じました。そこを何とかいずるきっかけになるような話題を期待します。

日時: 2012年6月15日 05:22:09 JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

宛先: OurPlanet-TV事務局

会員登録済みがありました。

<お名前 (団体名) >

<ご住所 >

<お電話番号 >

<メールアドレス >

<ご職業 >

団体職員 (NPO法人理事)

<ご年齢 >

40代

<会員区分 >

賛助個人

<どこで知りましたか? >

知人からの話を聞いて

<ご紹介者 >

<お名前のご公表 >

可

<メッセージ >

OurPlanetTVについて、なかなか詳しく知る機会がなかったが、来月、白石さんにご講演をいただくのをきっかけにご活動に触れ、とても共感しました。日本のメディアのこれからにとって、OurPlanetTVは大変貴重な存在だと感じております。少しでも支援になればと思い、入会を希望いたします。

日時: 2012年6月19日 18:13:45JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

発先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

知人から

<ご紹介者>

<メッセージ>

いつもありがとうございます。

OurPlanet-TV事務局

日時: 2012年6月20日 20:08:40JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

宛先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

ラジオテイズをいままて(6/20)

<ご紹介者>

<メッセージ>

日本の既存メディアの状況にとっても危機感を覚えます。新聞もテレビもおなじことしかいいません。NHKは受信料を取っているくせに、特に政治報道がひどい。国民を全く無視しています。情報を統制されて、再び戦争へと追いやられるのではないかと心配でなりません。

日時: 2012年6月21日 16:02:27 JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

発元: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

確かFacebookで誰かがアップしたビデオを見て

<ご紹介者>

<メッセージ>

素晴らしい活動有難うございます。

これからも良質の番組を作り続けていって下さい！

OurPlanet-TV事務局

日時: 2012年6月21日 19:32:24JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

宛先: OurPlanet-TV事務局

会員申し込みがありました。

<お名前 (団体名)>

[REDACTED]

<ご住所>

[REDACTED]

<お電話番号>

[REDACTED]

<メールアドレス>

[REDACTED]

<ご職業>

無職

<ご年齢>

60歳以上

<会員区分>

賛助個人

<どこで知りましたか?>

朝日ニュースター

<ご紹介者>

<お名前のご公表>

可

<メッセージ>

大手マスコミの隠蔽・自棄体質は民主主義を破壊する。真実の報道が問題を解決する。「テレビは原発事故をどう伝えたか」を見た範囲で感じたのは以前にどこかで見たアメリカの戦争報道を解説する専門家が米軍から資金提供をと解説内容を情報提供されているということです。このことで考えられるのは日本の原子力村が同様の情報提供=意思統一&世論操作を行ったのではないかということです。

日時: 2012年6月22日 16:07:48JST
件名: お問い合わせページからの配信がありました
差出人: 白石 草
発先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

知人の紹介

<ご紹介者>

<メッセージ>

素晴らしい活動だと願います。

日時: 2012年6月23日 17:37:18JST
件名: お問い合わせページからの配信がありました
差出人: 白石 草
宛先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

Twitterで白石さんを知って、です。

<ご紹介者>

<メッセージ>

6・22の官邸前の動画見ました。マスメディアが大きく既存の体制に組み込まれている中、私たちは私たち自身
身のメディアをつくりあげなくてはならないのだと思います。重要な仕事だと思えます。なんとかサポートを
したいと思えます。がんばってください。

日時: 2012年6月23日 21:57:48JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

宛先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

ついたー

<ご紹介者>

<メッセージ>

期待しています。

日時: 2012年6月25日 21:41:41JST
件名: お問い合わせページからの返信がありました
差出人: 白石 草
宛先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

[REDACTED]

<メールアドレス>

[REDACTED]

<どこで知りましたか?>

ツイッター

<ご紹介者>

<メッセージ>

大手の報道機関では知る事のできないことと見せていただけると期待しています。

日時: 2012年6月27日 18:14:28JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

宛先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

インターネット

<ご紹介者>

なし

<メッセージ>

世の中どんどんおかしな方向に進んでいきます。経済優先、人間無視、もっと心温かい世の中になればと願っています。

殺伐とした世の中、競争社会がそうさせるのでしょうか?

「アワーブラネット」の益々のご活躍をお祈り致します。

日時: 2012年6月27日 20:50:09JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

宛先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

吉田照英さんのツイッターで知りました。

<ご紹介者>

<メッセージ>

可能な限り、細くではありませんが、長くカンパしたいと思っております。頑張ってください。

日時: 2012年6月27日 21:54:19JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

宛先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

何で知ったのかも忘れてしまいました。

<ご紹介者>

<メッセージ>

311以降、マスコミの報道がまったく信用できなくなって、こちらに辿り着きました。いつも誠実な報道をありがとうございます。これからも応援しています。

日時: 2012年6月28日 23:52:03JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

宛先: OurPlanet-TV事務局

会員登録がありました。

<お名前 (団体名) >

[REDACTED]

<ご住所>

[REDACTED]

<お電話番号>

[REDACTED]

<メールアドレス>

[REDACTED]

<ご職業>

政治学者

<ご年齢>

30代

<会員区分>

賛助個人

<どこで知りましたか? >

路上

<ご紹介者>

白石草さん

<お名前のご公表>

可

<メッセージ>

いつも、現場で皆さまが頑張って報道しておられる姿には、胸を打たれます。これからも、真実をわたしたちに送り届けて下さい。

日時: 2012年6月29日 14:27:39JST
件名: お問い合わせページからの返信がありました
差出人: 白石 草
宛先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

フェイスブック

<ご紹介者>

放射線防護プロジェクト

<メッセージ>

応援しています！

OurPlanet-TV事務局 | 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 | TEL: 03-5561-1111 | FAX: 03-5561-1112 | URL: <http://www.ourplanet-tv.com>

日時: 2012年7月1日 14:00:07JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

宛先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか? >

白石さんの講演で。

<ご紹介者>

<メッセージ>

という小さな出版社で働いています。

6月16日に白石さんの講演を聞かせていただき、「いま本当のところ何が起こっているのか」を共に考え、
試行錯誤されようとする姿勢に共感しました。

日時: 2012年7月1日 18:50:14JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 章

宛先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

6月29日の京都の講演会のおりに

<ご紹介者>

<メッセージ>

8・11以降、脱原発の問題を考える中で、自分ができることがないか、いろいろと考えておりました。なにかのきっかけになりそうな予感がしております。

すえながく、よろしくお願い申し上げます。

日時: 2012年7月2日 14:46:32JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

発先: OurPlanet-TV事務局

会員登録申し込みがありました。

<お名前 (団体名)>

<住所>

<電話番号>

<メールアドレス>

<職業>

自営業

<年齢>

50代

<会員区分>

賛助個人

<どこで知りましたか?>

インターネット

<紹介者>

<お名前のご公表>

可

<メッセージ>

3.11以降、NHKは政府大本営（官僚）の宣伝機関、民放と大手新聞社は広告スポンサー（電力会社）の代弁者であることに、多くの国民が気づいたはずですが、本当に知りたい情報を入力するには、利権に左右されない独立系メディアを市民の手で生み育ててゆくしか道はなさそうですね。そのパイオニアとして、OurPlanet-TVに大いに期待しています。

日時: 2012年7月3日 11:18:49JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

宛先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

ネットで

<ご紹介者>

<メッセージ>

これからも真実を伝えてください。

日時: 2012年7月3日 14:36:07JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

宛先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

ラジオ

<ご紹介者>

<メッセージ>

メディアが完全に第三者の立場で中立になるためには、非営利&非商業的であるしかないと思います。頑張ってください。

日時: 2012年7月3日 15:48:26JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

宛先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

[REDACTED]

<メールアドレス>

[REDACTED]

<どこで知りましたか?>

YOU TUBE でよくみました。

<ご紹介者>

<メッセージ>

原発報道らしい、よくがんばっておられるなと感心していました。

今後もがんばってください。

日時: 2012年7月3日 17:43:57JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

宛先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

6.29デモのときに空撮で状況を放送する計画がある、と他ブログで書いてあり、そこから入った。

<ご紹介者>

<メッセージ>

今の大手マスメディアには怒りを通り越してあきらめています。誠実に本当のことをきちんと言えてくれる人たちを応援したいと思います。

日時: 2012年7月3日 22:34:52JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

発出人: 白石 草

発先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

黄金の釜玉のサイトのファンです (´ー´)

<ご紹介者>

ネットサーフィンで見つけました。

<メッセージ>

公平な真実の報道を切望します。

三人でも大丈夫です。あなた方には無限の支持者がいますから。

名前住所公表されてかまいません。

PS

いつでも真実を報道される限り、少額ですが寄付致します。

楽しんで報道してください。

日時: 2012年7月4日 11:54:26JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

発元: OurPlanet-TV事務局

会員登録が済みがありました。

<お名前 (団体名) >

<ご住所>

<お電話番号>

<メールアドレス>

<ご職業>

無

<ご年齢>

60歳以上

<会員区分>

賛助個人

<どこで知りましたか? >

ふるい朝日ニュースター

<ご紹介者>

<お名前のご公表>

可

<メッセージ>

TVと新聞が情報源です、インターネットが内容を精査するのに大変になって来ました。マスコミは、隠そうと
か、こちらに誘導しようとか、意図が見え見えが多くなってきています。ネットTV大助かりです。主催者とし
て生きていく事を見せてください。

日時: 2012年7月4日 13:23:34JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

発着: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

インターネットで

<ご紹介者>

<メッセージ>

TV,新聞はあてにならず、偏りのない情報を切望しています。
どうかこれからもがんばってください。

OurPlanet-TV事務局

日時: 2012年7月5日 11:30:47JST

件名: 氏名、住所を記載します : Re: 番組制作費をご支援いただきありがとうございます

差出人:

宛先: OurPlanet-TV事務局

初めてPaypalでの送金をしました。今後も継続してOurPlanet-TVを応援して行きます。
メールアドレスも登録したいとおもっています。
曾で考え、曾で動いて少しでも住み良い社会になるよう、息長く活動を指定して下さい。
以下に氏名、住所を記載します。認定NPOに早くなれるといいですね。。

==== 返信用フォーム =====

名前

住所

==== 返信用フォーム =====

日時: 2012年7月5日 11:47:18JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

宛先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

1年まえの朝日ニュースター

<ご紹介者>

<メッセージ>

少数数でもこんなに大きな影響を与えることが出来るインターネットに驚きと期待を持っています。これから
もずっと応援していきますので、健康に留意して少しは息抜きなどしながら頑張ってください。

日時: 2012年7月5日 15:37:10JST

件名: Re: 番組制作費をご支援いただきありがとうございます

差出人:

宛先: OurPlanet-TV事務局

OurPlanet-TV (アワーブラネットタイマー) 高木様

二本松の幼稚園の父親達が語る言葉の一つ一つが胸に迫りました。
是非、沢山の方にごの現実を知って欲しいと願っています。
大きな支援は出来ませんが、ホームページやフェイスブック等を通じて、友人や
知人に支援の輪を広めたいと思っております。

==== 返信用フォーム =====

お名前

ご住所

==== 返信用フォーム =====

日時: 2012年7月10日 13:58:41JST

件名: 賛助会員登録の件

差出人:

宛先: 白石 草

Cc: 白石 草

Ourplanet.TVの存在を知りぬいから教えてもらい、アクセスして
動画のいくつかを、拝見しました。

私たち市民にとって安全・安心に必要な情報に触れられることを
実感しました。賛助会員を希望します。

日時: 2012年7月11日 18:21:43JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

発着: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

Twitter

<ご紹介者>

<メッセージ>

応援しています。マスメディアが伝えないけど、大切な情報を見つけて、紹介してくださるとありがたいです。

日時: 2012年7月12日 21:10:41JST

件名: Re: [OurPlanetTV×ルマカ 00125]OurPlanetTVが「JC」賞を受賞!

差出人:

宛先: OurPlanet-TV事務局

「JC」賞ご受賞、おめでとございます。JC福岡支部の一人ながら、こんなことを申し上げるのは勘違いかとも思いますが、皆さまの、「民主主義」の原則を大切にしておられる姿勢に対して、当たり前前の評価ではないかと思いき、愉快です。これからも、非力ですが、何がしかの支援ができればと思いき、「熱い視線」を送っています。わがJC福岡支部の[REDACTED]のお陰で、「OurPlanetTV」を知り、いつも情報を送っていたただく立場になったことをうれしく思っていたところですが、みなさまのご健闘を祈っています。「民主主義」が実現していない日本の現状に、風穴を開ける試みがおちこち、とくにインターネットを中心に行われています。この勢いを加速して、政治家のごまかし、官僚の自己保身といった、「まず自分の保身を大切にする」人たちより、「自分より立場の弱い人たちのことを考えていつも活動されている人たち」を支援する「アワブラ」にもろ手を上げて賛同します。これからの、「アワブラ」のご健闘を祈って駄文をたたためました。白石草さんはじめ、みなさまのご自愛を祈ってやみません。最後に再度申し上げます。「おめでとございます」。

差出人: [REDACTED]
件名: [REDACTED]様からお支払いを受け取りました
日時: 2012年7月13日 11:03:25JST
宛先: OurPlanet-TV <staff@ourplanet-tv.org>

2012年7月13日 11:03:24 JST
取引ID: [REDACTED]

OurPlanet-TV様

[REDACTED]様から、¥3,000 JPYのお支払いがありました。
すべての取引の詳細をご覧ください。PayPalアカウントにログインしてください。この取引がアカウントに反映されるまで、しばらく時間がかかります。

買い物情報
[REDACTED]

買い物からの指示
JCJ受賞おめでとうございます。記念にわずかですが、番組サポートに協力させて頂きます。スタッフのみならず、身体に気をつけて頑張ってください。

説明	単価	数量	金額
番組制作サポート	¥3,000 JPY	1	¥3,000 JPY
金額: 番組制作サポート3			
合計:			¥3,000 JPY

日時: 2012年7月14日 11:57:26JST

件名: Re: 番組制作費をご支援いただきありがとうございます

差出人: [REDACTED]

宛先: OurPlanet-TV事務局

OurPlanet-TV さま

ほんとうに、わずかな額ですが、お役にたてていただけたら幸いです。
メディアのお粗末さには、日々、落胆しているもの一人です。
真実を、きっちりと伝えてくれる・・・本来の報道のあるべき姿勢を置く、
OurPlanet-TV さまを、応援させていただきます。

これからも、どうか、がんばってください！

★ 〃 〃 〃 [REDACTED]

=====
返信用フォーム

名前 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

=====
返信用フォーム

日時: 2012年7月14日 18:39:04JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 章

発着: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

<ご紹介者>

<メッセージ>

興味深い映像が多く、大変楽しみにしています。無理をすることなく、長く続けられることが出来そうです。願っています。

日時: 2012年7月15日 10:51:26JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

宛先: OurPlanet-TV事務局

会員登録済みがありました。

<お名前 (団体名) >

[REDACTED]

<ご住所>

[REDACTED]

<お電話番号>

[REDACTED]

<メールアドレス>

[REDACTED]

<ご職業>

会社員

<ご年齢>

50代

<会員区分>

賛助個人

<どこで知りましたか? >

失念しました。以前から存じておりましたが。

<ご紹介者>

白石草さま

<お名前のご公表>

可

<メッセージ>

報道姿勢に賛同しております☆大変遅くなりましたが、ようやく息をつけるようになります☆今後とも宜しくお願い致します☆

差出人:

件名: 支払い受領通知

日時: 2012年7月15日 00:12:24 JST

宛先: OurPlanet-TV <staff@ourplanet-tv.org>

2012年7月15日 0:11:42 JST

取引ID:

OurPlanet-TV様

様から、¥10,000 JPYのお支払いがありました。

PayPal をご利用いただきありがとうございます。これで、商品を発送していただけます。すべての取引の詳細をご覧ください。

この取引がアカウントに反映されるまで、しばらく時間がかかる場合があります。

売り手保護 - 対象外

買い手

マーチャントへの指示

メジャーなミスコミがちゃんと伝えないことを伝えてくださってありがとうございます。

説明

番組制作サポート

金額: 番組制作サポート5

説明	数量	単価	金額
番組制作サポート	1	¥10,000 JPY	¥10,000 JPY
小計			¥10,000 JPY
合計			¥10,000 JPY
支払い			¥10,000 JPY

日時: 2012年7月15日 20:30:04JST

件名: お問い合わせページからの配信がありました

差出人: 白石 草

宛先: OurPlanet-TV事務局

メールマガジンの申し込みがありました。

<お名前>

[REDACTED]

<メールアドレス>

[REDACTED]

<どこで知りましたか?>

正しい報道へり関連のサイトから。

<ご紹介者>

<メッセージ>

偏らない報道に取り組んでくださる方々に感謝します。ありがとうございます。

メールマガジンの楽し込みがありました。

<お名前>

<メールアドレス>

<どこで知りましたか?>

You Tube

<ご紹介者>

<メッセージ>

福島震災後、信頼できる報道源として活用させて頂いています。他のテーマも興味深いものが多く、分かりやすく、いつも楽しみにしています。

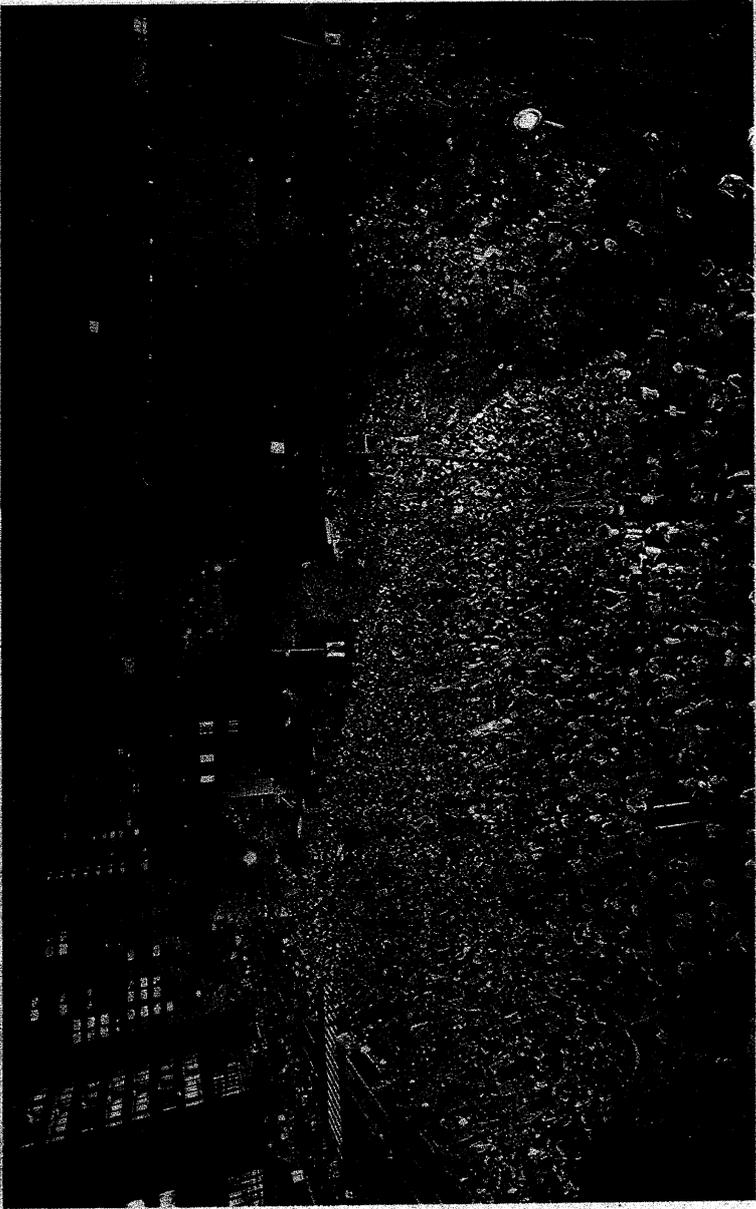
東京新聞

中日新聞東京本社
東京千代田区外神田二丁目1番4号
〒100-8505 電話 03(6910)2211

貸ビル・リース事業・保険代理業
雨宮商事株式会社
141雨宮ビル 03-3342-0141

紙面について

●電話 03-6910-2201
(土日祝日除く)
9:30~17:30
●FAX



首相官邸前の選挙をめぐり原発再稼働反対を訴える人々。右上は国会議事堂。29日午後7時43分、東京・永田町で(中略大撮影)

膨れあが 再稼働反対

「子どもの未来を守るためにも」

関西電力大飯原発3、4号機(福井県敦賀)をめぐり、29日夜、首相官邸であり、市民が「再稼働反対」一原燃て声を上げた。関電は7月1日に再稼働を進めており、再稼働を前に徹底抗議の場

複数の市民グループが首相官邸を包囲し、再稼働方針に反対する。参加者数は約100人。首相官邸前には、子どもたちの未来を守るためにも、再稼働反対のプラカードが掲げられた。首相官邸前には、子どもたちの未来を守るためにも、再稼働反対のプラカードが掲げられた。



首相官邸前には、子どもたちの未来を守るためにも、再稼働反対のプラカードが掲げられた。首相官邸前には、子どもたちの未来を守るためにも、再稼働反対のプラカードが掲げられた。

3大 飯 3号機 あす 再稼働

再稼働に向け準備が完了したとして、7月1日午後1時、大飯原発3号機が再稼働した。首相官邸前には、子どもたちの未来を守るためにも、再稼働反対のプラカードが掲げられた。

声明・見解

取材と報道に関する見解等
新聞著作権に関する見解等
「個人情報保護法」「人権擁護法
案」に関する見解等

[日本新聞協会トップページ](#) [声明・見解](#) [取材と報道に関する見解等](#) [記者クラブ](#)
[記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解](#)

記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解

2002年（平成14年）1月17日第610回編集委員会
2006年（平成18年）3月9日第656回編集委員会一部改定

日本新聞協会編集委員会は、「記者クラブ」についての新たな見解を2002年にまとめました。インターネットの普及によるメディアの多様化や情報公開法の施行などで、報道を取り巻く環境は大きく変化しています。一方、記者クラブや記者会見のあり方については、様々な意見や批判もあります。新見解をまとめるに当たり、そうした声にも謙虚に耳を傾けました。その後のさらなるインターネットの普及や多メディア状況を踏まえ、2002年見解の記者クラブの構成に関する部分を改めて確認、補足するため、同見解および解説に若干の修正を加えました。私たちは、記者クラブの目的や役割について広く理解を得るとともに、この見解に沿って、より信頼される記者クラブを実現したいと考えています。

取材・報道のための組織

記者クラブは、公的機関などを継続的に取材するジャーナリストたちによって構成される「取材・報道のための自主的な組織」です。

日本の報道界は、情報開示に消極的な公的機関に対して、記者クラブという形で結集して公開を迫ってきた歴史があります。記者クラブは、言論・報道の自由を求め日本の報道界が一世紀以上かけて培ってきた組織・制度なのです。国民の「知る権利」と密接にかかわる記者クラブの目的は、現代においても変わりはありません。

インターネットの急速な普及・発展により、公的機関をはじめ、既存の報道機関以外が自在に情報を発信することがいまや常態化しており、記者クラブに対し、既存のメディア以外からの入会申請や、会見への出席希望が寄せられるようになりました。

記者クラブは、その構成員や記者会見出席者が、クラブの活動目的など本見解とクラブの実情に照らして適正かどうか、判断しなくてはなりません。

また、情報が氾濫（はんらん）する現代では、公的機関が自らのホームページで直接、情報を発信するケースも増え、情報の選定が公的機関側の一方的判断に委ねられかねない時代とも言えます。報道倫理に基づく取材に裏付けられた確かな情報こそがますます求められる時代にあつて、記者クラブは、公権力の行使を監視するとともに、公的機関に真の情報公開を求めていく社会的責務を負っています。クラブ構成員や記者会見出席者は、こうした重要な役割を果たすよう求められます。

記者クラブ制度には、公的機関などが保有する情報へのアクセスを容易にするという側面もあります。その結果、迅速・的確な報道が可能になり、さらにそれを手掛かりに、より深い取材や報道を行うことができるのです。

誘拐事件での報道協定など、人命や人権にかかわる取材・報道上の調整機能も、記者クラブの役割の一つです。市民からの情報発信に対しても、記者クラブは開かれています。

より開かれた存在に

記者クラブは、「開かれた存在」であるべきです。日本新聞協会には国内の新聞社・通信社・放送局の多くが加わっています。記者クラブは、こうした日本新聞協会加盟社とこれに準ずる報道機関から派遣された記者などで構成されます。外国報道機関に対しても開かれており、現に外国報道機関の記者が加入するクラブは増えつつあります。

記者クラブが「取材・報道のための自主的な組織」である以上、それを構成する者はまず、報道という公共的な目的を共有していなければなりません。記者クラブの運営に、一定の責任を負うことも求められます。

そして最も重要なのは、報道倫理の厳守です。日本新聞協会は新聞倫理綱領で、報道の自由とそれに伴う重い責任や、正確で公正な報道、人権の尊重などを掲げています。これらは、基本的な報道倫理です。公的機関側に一致して情報開示を求めるなど取材・報道のための組織としての機能が十分発揮されるためにも、記者クラブは、こうした報道倫理を厳守する者によって構成される必要があります。

記者クラブが主催して行うものの一つに、記者会見があります。公的機関が主催する会見を一律に否定するものではないが、運営などが公的機関の一方的判断によって左右されてしまう危険性をはらんでいます。その意味で、記者会見を記者クラブが主催するのは重要なことです。記者クラブは国民の知る権利に応えるために、記者会見を取材の場として積極的に活用すべきです。

記者会見参加者をクラブの構成員に一律に限定するのは適当ではありません。より開かれた会見を、それぞれの記者クラブの実情に合わせて追求していくべきです。公的機関が主催する会見は、当然のことながら、報道に携わる者すべ

てに開かれたものであるべきです。

記者室はなぜ必要か

報道機関は、公的機関などへの継続的な取材を通じ、国民の知る権利に応える重要な責任を負っています。一方、公的機関には国民への情報開示義務と説明責任があります。このような関係から、公的機関にかかわる情報を迅速・的確に報道するためのワーキングルームとして公的機関が記者室を設置することは、行政上の責務であると言えます。常時利用可能な記者室があり公的機関に近接して継続取材ができることは、公権力の行使をチェックし、秘匿された情報を発掘していく上でも、大いに意味のあることです。

ここで注意しなければならないのは、取材・報道のための組織である記者クラブとスペースとしての記者室は、別個のものだということです。したがって、記者室を記者クラブ加盟社のみが使う理由はありません。取材の継続性などによる必要度の違いも勘案しながら、適正な利用を図っていく必要があります。

記者室が公有財産の目的外使用に該当しないことは、裁判所の判決や旧大蔵省通達でも認められています。ただし、利用に付随してかかる諸経費については、報道側が応分の負担をすべきです。

記者は切磋琢磨を

この見解は直接的には公的機関における記者クラブを対象にしたものですが、全国の記者クラブがこれを基本的な指針としながら自主的にクラブ運営を行うことを期待します。

言うまでもなく、取材・報道は自由な競争が基本です。記者クラブに属する記者は、クラブの目的と役割を正しく理解し、より質の高い報道を求めて切磋琢磨（せつさたくま）していかなければなりません。

解説

記者クラブ制度の目的やあるべき姿などについて、日本新聞協会編集委員会はこれまで、全国の記者クラブの基本的指針となる統一見解を数次にわたり示してきた。しかし昨今、報道を取り巻く環境は激変しており、ジャーナリズム一般に対する国民の目も一段と厳しくなっている。

こうした現状認識を踏まえ、編集委員会は、報道界に対する国民の信頼を維持し記者クラブ制度への理解を深めるため、「記者クラブ問題検討小委員会」を設置して、記者クラブの位置付けをはじめ総合的な見直しを行った。

その結果、記者クラブを「取材・報道のための自主的な組織」として積極的かつ前向きに位置付けるべきである、との結論に達した。また、「閉鎖的」「横並び体質」「特権意識」などという記者クラブへの批判にも、謙虚に耳を傾け、改めるべきものは改めることにした。と同時に、事実誤認などに基づく批判については誤解が解消されるよう、2002年見解の中で説明を加えた。

2002年見解をまとめた後、インターネットを利用したメディアはますます普及し、メディア環境は変化を続けている。こうした状況を踏まえ、記者クラブ問題検討小委員会は2002年見解に示された記者クラブの意義、役割をあらためて確認するとともに、2006年に本見解を補足した。それは、新たなメディアからの記者クラブへの加盟申請や記者会見への出席要請に対して、報道という公共的な目的を共有し、報道倫理を堅持する報道機関、記者クラブの意義・役割を理解・尊重し、運営に責任を負う報道機関には、クラブは「開かれた存在」であり続けることを確認するためである。

記者クラブ構成員には、報道機関の役割がますます重要になっていることをあらためて認識し、クラブの適切な運営に当たることが望まれる。

1. 目的と役割

記者クラブは1890年（明治23年）、帝国議会が開会した際に、傍聴取材を要求する記者たちが「議会出入り記者団」（のちに「同盟記者倶楽部」）を結成したことに始まる。これをきっかけに情報を隠ぺいする体質の根強い官庁に対して報道機関側が記者クラブをつくり、公権力に対して情報公開を求める動きが広がった。

しかし、記者クラブはその後、第二次大戦の戦時統制下で残念ながら発表だけを報ずることを余儀なくされた。戦後、記者クラブについて日本新聞協会の見解は時代状況の変遷に伴って変化してきた。「記者クラブに関する新聞協会の方針」（1949年・昭和24年）では「記者クラブは各公共機関に配属された記者の有志が相集まり、親睦社交を目的として組織するものとし、取材上の問題には一切関与せぬこととする」と定められた。占領軍の意向が強く反映したものであった。

戦後30年余たった1978年（昭和53年）の「記者クラブに関する日本新聞協会編集委員会の見解」では「その目的はこれを構成する記者が、日常の取材活動を通じて相互の啓発と親睦をはかることにある」へと性格付けが一部変わった。さらに、97年（平成9年）編集委員会見解では「取材拠点」と位置付けた。「親睦・社交」「相互啓発・親睦」から「取材拠点」への変化だった。

今回、「取材・報道のための自主的な組織」とした主な理由は、(1)性格をより明確にする(2)「記者室」との概念の混同を避ける一の2点である。

97年の見解は、記者クラブの「性格、目的など」について、「公的機関が保有する情報へのアクセスを容易にする『取材拠点』として、機能的な取材・報道活動を可能にし、国民にニュースを的確、迅速に伝えることを目的とする」と規定してきた。しかし、「取材拠点」との表現は「場」のイメージが強く、ワーキングルームとしての記者室との混同を招きやすい。

このため、記者クラブと記者室との区別を明確にした上で、改めて「組織としての記者クラブ」を規定した。記者クラブの機能・役割は、(1)公的情報の迅速・的確な報道(2)公権力の監視と情報公開の促進(3)誘拐報道協定など人命・人権にかかわる取材・報道上の調整(4)市民からの情報提供の共同の窓口である。

重ねて強調しておきたいのは、記者クラブは公権力に情報公開を迫る組織として誕生した歴史があるということである。インターネットの普及が著しい現在、公的機関のホームページ上での広報が増え、これに対して電子メールなどを通じた質疑・取材が多用されるようになり、公的機関内に常駐する機会が少なくなることも今後は予想される。だがその結果、記者やメディアが分断され、共同して当局に情報公開を迫るなどの力がそがれる危険性もある。そうした意味でも記者クラブの今日的な意義は依然大きいものがある。

記者クラブは、記者の個人としての活動を前提としながら「記者たちの共同した力」を発揮するべき組織である。個々の活動をクラブが縛ることはあってはならない。

2. 組織と構成

記者クラブの開放性については、97年の見解で、「可能な限り『開かれた存在』であるべきだ」とされてきた。新しい見解は、この原則を引き継いだ上で、「日本新聞協会加盟社とこれに準ずる報道機関から派遣された記者など」で構成されるとしている。

記者クラブの構成については、この見解が日本新聞協会編集委員会が取りまとめたものであり、はじめに新聞協会加盟の新聞、通信、放送各社を、次いで新聞協会に加盟していないがほとんど同じような業務をしている報道機関を「これに準ずるもの」として定義付けた。

外国の報道機関については、すでに多くの記者クラブに加盟している実績があり「閉鎖的」との批判には当たらないと考える。外国報道機関の加盟基準としては、(1)外務省発行の外国記者証を保有する記者(2)日本新聞協会加盟社と同様の、またはそれに準ずる報道業務を営む外国報道機関の記者の2条件を満たしていることが望ましい。

また、報道活動に長く携わり一定の実績を有するジャーナリストにも、門戸は開かれるべきだろう。

報道機関やジャーナリストが、新たにクラブに加盟する場合は、それぞれの記者クラブの運営に委ねるべきで、参加形態も、常駐、非常駐、オブザーバー加盟など、それぞれのクラブの事情に応じた弾力的な運用が考えられる。

その場合、記者クラブは「取材・報道のための組織」であり、そこに加盟する者は、報道という公共的な目的を共有していなければならない。

また、記者クラブは「自主的な組織」である以上、当局との折衝・調整、会員間の連絡、総会などクラブ運営全般にかかわる幹事業務をはじめ、クラブ構成員としてクラブの運営に一定の責任を負うことが求められる。

そして何よりも、報道倫理の厳守が強く求められる。日本新聞協会は、2000年(平成12年)6月に、新しい新聞倫理綱領を制定し、「自由と責任」「正確と公正」「独立と寛容」「人権の尊重」「品格と節度」を厳守すべき事項とした。新聞協会は、加盟する会員にこの倫理綱領を守ることを定款で義務付けている。

このように、記者クラブを構成する報道機関やジャーナリストは、報道という公共的な目的を共有し、一定の責任と報道倫理の厳守が強く求められている。

3. 記者会見

ネット社会の急速な進展に伴って、公的機関がホームページで情報を直接発信したり、インターネットを通じて記者会見を一方的に通告、設置する傾向が強まっている。多種多様な情報が氾濫(はんらん)する中で批判を避け、行政側にとって都合の良い情報だけを流す風潮を報道機関は厳しくチェックしていかなければならない。97年見解は公的機関の記者クラブがかかわる記者会見について「原則としてクラブ側が主催する」とした。新見解はネット社会到来という時代状況を踏まえ公的機関が主催する記者会見を一律に否定しないことにした。

しかし、公的機関による恣意(しい)的な運用を防ぐ意味から、記者会見を記者クラブが主催することの重要性を強調した。記者クラブは日常の取材活動の中で適切な会見設置に努力し、行政責任者などに疑問点、問題点を直接たずねる機会をもっと積極的に活用して国民の知る権利に応じていくべきである。その際、当局側出席者、時期、場所、時間、回数など会見の運営に主導的にかかわり、情報公開を働きかける記者クラブの存在理由を具体的な形で内外に示す必要がある。記者会見はクラブ構成員以外も参加できるよう、記者クラブの実情を考慮に入れ努めていかなければならない。

4. 協定と調整

取材・報道は自由な競争が基本である。しかし、公的機関によるレクチャーの内容が複雑で理解や分析に時間を要するもの、また補足、裏付け取材が必要で、そのまま報道すると弊害があると考えられるものなどについては「正確で質の高い報道を期す」という理由から解禁時間を設けることが実態的に行われている。

本来、報道協定と呼べるものは被害者の生命、安全に配慮して報道各社間で結ぶ誘拐報道協定、日本新聞協会が各社間協定や申し合わせとして正式に認めている叙位・叙勲・文化勲章・文化功労者などの報道に限られる。解禁時間を設定する協定は、限定的に適用すべきであって、仮にも自由な取材・報道を妨げるようなことがあってはならない。

また、記者クラブ側は取材先からの取材・報道規制につながる申し入れに応じてはならない。行政側や警察・検察なども安易にこうした申し入れをすべきでないとする。

一方、集団的過熱取材による事件・事故などの当事者や関係者に対する不当な人権、プライバシー侵害が予想され、または実際にそうした苦情が申し立てられた場合、記者クラブは解決のため積極的に調整機能を果たさなければならない。

5. 記者室

記者室は、報道機関と公的機関それぞれの責務である「国民の知る権利に応える」ために必要な、公的機関内に設けられたジャーナリストのワーキングルームである。97年見解では、記者室は報道機関側が公的機関に要求できる権利としていたが、今回は「行政上の責務」とし、公的機関側が情報開示義務と説明責任をこれまで以上に果たしていく必要があることを明確にした。同時に報道側には、ニュースの迅速・的確な伝達や多面的・多角的な補強取材、その後の系統的なフォロー報道のためだけでなく、秘匿された情報の粘り強い発掘などのため、記者室を効果的に活用することが求められている。記者室は、こうした取材活動を担い、情報公開を迫る前線基地と位置付けられる。もっとも、さまざまな公的機関があるから、記者室を実際に設置するかどうかは、その公的機関と報道側で協議する。

記者室の利用については、組織としての記者クラブとスペースとしての記者室は別個の存在という立場から、記者クラブ以上に開かれていなければならないことを確認した。公的機関は、記者クラブ非加盟のジャーナリストのためのワーキングルームについても積極的に対応すべきである。

行政側が記者室を設置・提供することの根拠については、京都府庁舎内の記者室設置が行政財産の目的外使用に当たるとどうか問われた訴訟の判決で、京都地裁が1992年（平成4年）2月に、「記者室の供用は、京都府の公用に供するもので、行政財産の目的内使用」との判断を示し確定している。また、1958年（昭和33年）1月に旧大蔵省管財局長通達で「国の事務、事業の遂行のため、国が当該施設を提供する」対象の一つに新聞記者室をあげ、「庁舎の目的外使用には当たらない」との判断が出されている。これらにならひ、公的機関の多くは、公的な情報を国民や地域住民に広く知らせる広報活動の一環として記者室を設けており、記者会見場が併設されている公的機関も少なくない。

記者室利用に付随して生じる諸経費については、実情に応じて実費を負担する記者クラブが増えている。今回の見解では、諸経費は「報道側が応分の負担をする」という基本姿勢を確認した。

6. 紛争処理

記者クラブにかかわる紛争事案は過去生じた各社間協定に対する違反、解禁時間違反、取材・報道上の紛争などである。

こうした紛争の処理に関する取り決めとしては1970年（昭和45年）の編集委員会決定がある。この決定は、(1)紛争等はクラブ加盟各社幹部で構成される特別委員会で処理する(2)特別委員会の構成および運営は別記の基準による(3)特別委員会の決定に異議があるときは、編集委員会幹事に異議申し立てを行うことができる(4)異議申し立てを審議し、決定が下されるまで特別委員会の決定は有効である—と定めている。

記者クラブの歴史的経緯を考えると、紛争等の処理はこの決定を適用していくことが適当である。

(注)特別委員会の構成、運営に関する基準は次の通りである。

1. 構成

特別委員会は各記者クラブ加盟社の主管部長または支局長以上の編集幹部によって構成する。クラブ加盟社が多数の場合などで、加盟社の幹部により特別委員会を構成することが困難であれば、互選により特別委員会委員を限定することができる。

2. 招集

記者クラブに協定違反その他取材・報道上の原因で紛争が生じた場合は、クラブ幹事または必要に応じクラブ員が自社の編集幹部を通じて特別委員会に報告することとする。

当該クラブ幹事の特別委員会委員は事件の処理について協議の上必要と認めた場合は、各委員を招集し、特別委員会を開催する。ただし、あらかじめ特別委員会幹事が決まっている場合は、同幹事が特別委員会を招集する。

3. 審理

特別委員会は委員総数の過半数の出席によって成立し、議決には出席者の3分の2以上の賛成を要する。

審理に当たっては、当事者から直接事情を聴取した上で、措置を決定する。

4. 本規定の適用

この規定の解釈、運用に疑義を生じた場合は、編集委員会で審議決定する。

以上

旧見解(1997年12月11日)

[ページの先頭へ](#)

記者会見のオープン化の状況についての調査結果について

平成22年3月
総務省

1 調査対象

内閣官房及び各府省の記者会見

※本省のみならず、外局、特別の機関、施設等機関、地方支分部局も調査対象

※記者会見という名称を用いていないものでも、

- ・記者クラブの主催による報道発表（地方支分部局で県政クラブを通じて行うものを含む。）
- ・主催者が記者クラブでない場合（行政機関主催）でも参加者制限を付しているものは調査対象

は調査対象

※定例開催、不定期開催を問わず、調査対象

2 調査結果

<記者会見のオープン化の状況> (注) 3月26日現在

A：フリーランス記者、日本インターネット報道協会加盟社の記者等も一定の手続を経て参加可（質問権などの制限なし）

内閣官房（内閣総理大臣）、内閣府（菅大臣、川端大臣、福島大臣、仙谷大臣、枝野大臣^{※1}、原口大臣）、金融庁（金融庁主催）、公正取引委員会、消費者庁、総務省、法務省（本省）、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省（都道府県労働局の一部）、農林水産省、経済産業省、環境省^{※2}

※1 枝野大臣については、定例の閣議後会見とは別に、大臣主催の「オープン会見」を実施している。

※2 現在は、フリーランス記者は参加していない。また、4月から定例の閣議後会見とは別に、原則として全てのメディアを対象とした環境省（大臣）主催の「一般会見」を実施する予定

B：フリーランス記者、日本インターネット報道協会加盟社の記者等も一定の手続を経て参加可（質問権なし）

内閣府（前原大臣）、金融庁^{※3}（記者クラブ主催）、厚生労働省^{※4}（本省、都道府県労働局の一部）、国土交通省

※3 質問権の付与について記者クラブ内で検討中

※4 記者クラブ加盟社以外の記者への情報提供のあり方等について検討中

C：日本新聞協会、日本民間放送連盟加盟社の記者等は、一定の手続を経て参加可（質問権などの制限なし）

内閣府（中井大臣）、国家公安委員会、防衛省

D：記者クラブ加盟社の記者

内閣官房^{※5}（官房長官）、宮内庁、法務省^{※6}（地方検察庁、矯正管区）

※5 参加者の拡大について調整中

※6 記者クラブ以外の記者の参加等について検討中

<注1>

参加者の範囲等を制限している理由としては①セキュリティ上の問題、②記者会見場のキャパシティの問題、③実質的な質問の機会の確保があげられる。

※質問権の取扱は記者クラブ主催の会見では、クラブ側が決定するもの。

<注2>

- ・一定の手続 …事前登録（外務省）、参加資格者であることの確認（国家公安委員会）、記者クラブの幹事社の了解（その他多数）などが含まれる。
- ・フリーランス記者 …例えば、プロのジャーナリストとしての活動実績（雑誌等に掲載された執筆記事など）を持つ者を指す。
- ・A、Bの参加者の等 …「等」には、日本新聞協会、日本雑誌協会会員、日本民間放送連盟、在日外国報道協会会員など一定の団体の加盟社の記者が含まれる。
- ・日本新聞協会、日本民間放送連盟加盟社の記者等 …「等」には、
 - ・内閣府（中井大臣）、国家公安委員会：原則、日本新聞協会、日本民間放送連盟加盟社又は日本雑誌協会に加盟する社に継続的に雇用される記者及び外国記者登録証保持者
 - ・防衛省：在日外国報道協会会員が含まれる。

<連絡先>

総務省行政管理局（行政改革総括） 宮崎、伊藤

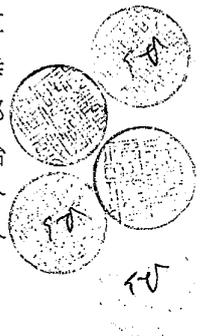
電話：03-5253-5314, 5308

FAX：03-5253-5309

2012年7月12日

国会記者会 御中
国会記者会事務局 御中

申 入 人 特定非営利活動人 OurPlanet TV
代 表 理 事 白 石 草
上記申入人代理人弁護士 梓 澤 和 幸
同 河 崎 健一郎
同 福 田 健 治
同 井 桁 大 介
同 小 松 圭 介



申 入 書

私たちは、特定非営利活動法人 OurPlanet TV (アワプラネットティービー、以下「アワプラ社」といいます。) および同法人代表理事白石草氏 (以下「白石氏」といいます。) の代理人として、以下のとおり申し入れます。

アワプラ社は、2001年に設立された非営利のオルタナティブメディアです。インターネットを利用して、独自に制作したドキュメンタリー番組やインタビュー番組を配信してきました。

白石氏は、アワプラ社の代表理事であり、「日本女性放送懇談会」がすぐれた功績をあげた女性を表彰する「放送ウーマン賞」を受賞するなど、一線のビデオジャーナリストとして知られています。

白石氏は、2012年7月6日、首相官邸前で開催された首都圏反原発連合主催の大飯原発再稼働停止を求める抗議行動 (以下「本件抗議活動」といいます。) を取材するために、国会記者会館 (以下「本件建物」といいます。) を訪れ、国会記者会事務局の佐賀年之氏 (以下「佐賀氏」といいます。) に対し、自身がアワプラ社所属のジャーナリストであることを名乗りました。そして、自身の報道活動に不可欠の取材行為であることを明示した上で、「国会記者会館の屋上から抗議行動の様子を撮影したいので、屋上への立入りを認めてほしい」と要望しました。

しかし、佐賀氏は、白石氏およびアワプラ社が国会記者会に所属していないことなどを理由に、屋上への立入りを拒否しました。

これに対し、白石氏は、佐賀氏に白石氏の屋上への立入りを拒否する権限があるのか、また、屋上への立入りを拒否する法的根拠は何かと尋ねました。し

かし、佐賀氏は、具体的に回答しませんでした。

白石氏およびアワプラ社にとって、本件建物の屋上に立ち入り、本件抗議活動の最前線を俯瞰して撮影し、本件メディアが運営するインターネット放送局を利用してリアルタイムで本件抗議行動の参加者の抗議の声・抗議行動の様子を全国に配信し国民に届けることは、ジャーナリスト活動として不可欠の報道行為であり、国民の知る権利に資するものに他なりません。

しかしながら、白石氏およびアワプラ社は、佐賀氏の不当な対応により、本件抗議行動の最前線を撮影するなどして取材を行い、インターネット放送局を利用してリアルタイムで本件抗議行動の様子を国民に届けるなどの方法で報道をする機会を奪われました。このことに私たちは強く抗議します。

2012年7月13日（明日）にも、原発再稼働停止を求める抗議行動が首相官邸前で開催されることが予定されています。白石氏は、同日においても、本件建物の屋上において抗議行動の最前線を俯瞰して撮影する態様の取材を予定しています。私たちは、本書面により、同日における白石氏の本件建物屋上への立入りを求めます。

白石氏およびアワプラ社のスタッフは、2012年7月13日午後5時に私たち代理人と共に国会記者会館に伺います。国会記者会及び国会記者会事務局におかれましては、同日における白石氏の本件建物屋上への立入りを認めていただきますよう、ここに要望します。

また、万が一、白石氏らの立入りを再度拒絶される場合には、資格のある代理人等を同席させた上、本件建物の規約等、拒絶する法的根拠等をお示しいただきますよう、ここに申し入れます。

<本件に関してのお問い合わせ先>

東京都千代田区神田神保町 2-3-1 岩波書店アネックス 7階
東京駿河台法律事務所 Tel: 03-3234-9132 / Fax: 03-3234-9134
弁護士 河崎健一郎 (090-4831-0079) / 福田健治

国会記者会事務局長

佐 賀 年 之

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-6-2
国会記者会館
電話 03-3581-0544/0725
携帯 090-6500-1129
E-mail: saga.toshiyuki.ob@kyodonews.jp

2012年7月17日

国会記者会館屋上での撮影許可に関して

OurPlanetTVは日本では数少ない非営利のインターネットメディアである。市民のまなざしを大切にしたいメディアをつくりたいと2001年に設立。刑務所における受刑囚や野宿者の問題、環境問題など、既存のテレビ番組などでは取り上げられにくい社会問題に掘り起こすべく、これまで1000本近い番組を配信してきた。可視化されにくい人びとの声を伝えるために、市民によるデモや抗議行動も重要な「ニュース」として取り上げていることも大きな特徴である。

野田総理大臣が大飯原発再稼働を宣言した6月8日以降、この決定に異議を唱える声は日増しに強まり、毎週金曜に夜に官邸前で行われている抗議行動は、大きな盛り上がりを見せている。私たちは6月に入って以降、ほぼ毎週のようにその熱気を伝え、視聴者の知る権利に応えてきた。マスメディアによる報道が少ない中、市民のカンパによって空撮用ヘリコプターを飛ばすプロジェクトも生まれるなど、今やひとつの社会現象となっている。

組織されていない市民が国会前の道路に溢れ、思い思いに表現活動を行うといったことは、戦前戦後を含め、日本の歴史上においては初めてのことである。その人びとの息吹や動きを間近に俯瞰して撮影できる国会記者会館の屋上からの撮影は、市民のうねりを記録し、発信してきたOurPlanetTVにとって欠かすことができないものと考えている。そこで、国会記者会館を管理する国会記者会に屋上への立ち入りを申し入れたが許可されず、今後の見通しに関しても、明確な回答は示されなかった。

国会記者会館は、衆議院が国会記者会館に無償で提供している公的な建物で、国会記者会がその管理を委任されている。現在の国会記者会館は1969年に建設されているが、もともとは、1890年（明治23年）に遡る。当時、帝国議会が新聞記者の国会取材を禁じたため、在京各社の議会担当が「記者団」を結成。取材用の傍聴席を確保したことなどが、現在の国会記者会や記者クラブの源流である。いわば、国会記者会館をはじめ、記者クラブが、国民の知る権利に資するために、国会記者会館をはじめ、公的な施設を無償提供されたということができる。

ところが、国会記者会は、現在、自らは報道や取材の自由をもって国会記者会館の無償貸与を正当性を主張する一方、インターネットメディアやフリーランスについては、排除する姿勢

を貫いている。こうした対応は、「真に報道の自由のために活用しているのか」「適正な管理とは、既得権を保持することなのか」といった疑念を生み、これまで歴史を重ねてきた国会記者会館の正当性を、自ら脅かしていると言わざるを得ない。

原発問題やデモ報道に関して、現在、多くの市民が、記者クラブに所属する既存メディアが十分な内容を報道していないとして不服に感じている。その中であって、記者クラブは加盟していない新興のインターネットメディアがこれらの報道を主導する役割をしてきたのは他でもない事実であり、その筆頭である OurPlanetTV に対する施設利用排除は許されざることと考える。実際、OurPlanetTV などのネットメディアを排除しておきながら、屋上に上がることできる記者クラブ所属のメディアが、その場所から撮影した写真や映像を十分に報道していない。

国会記者会館の屋上使用を認めない国会記者会の今回の対応は、台頭するネットメディアに対する嫌悪感や危機感の表れであり、同時に、120年にわたる既得権を脅かされることへの恐れに他ならず、正な目的による競争妨害である。国民の知る権利に資するといった目的に合致する範囲において、国有の施設が等しく使用できるよう求めるものである。

特定非営利活動法人 OurPlanetTV

代表理事白石草

